

## 2 災害の危険度



## 御殿場市域における主な災害

災害発生日	種別	概要
昭和41. 9. 24~25	台風	台風24号と26号が日本列島を縦断 御殿場市の被害は負傷者2人、住家全壊6戸、半壊382戸、床下浸水多数、罹災世帯2,231世帯、罹災者11,155人、被害総額6億9,109万円 御殿場市にはじめて「災害救助法」適用
昭和47. 7. 12	集中豪雨	静岡県東部に集中豪雨 御殿場市では床上・床下浸水138世帯、田畑の流出・冠水等672ha、被害総額2億5,393万円
昭和54. 10. 19	台風	台風20号による御殿場市の被害は、住宅全壊10戸、半壊4戸、流失1戸、床上浸水42戸、床下浸水810戸、損害額23億394万円、総雨量300mm
昭和57. 8. 1	台風	台風10号による御殿場市の被害は、住家半壊5戸、一部破損1戸、床上浸水21戸、床下浸水107戸、損害総額18億530万円、総雨量555mm
昭和58. 8. 8	地震	神奈川県西部を震源とするM5. 8、震度5程度の地震が発生 御殿場市では家屋及び石垣等の被害4ヶ所
平成16. 12. 5	急速に発達した低気圧	急速に発達した低気圧の影響で御殿場市塚原地先にて家屋が倒壊、負傷者3名 (平成16年の台風上陸個数は、気象庁の統計開始以来の記録(6個)を大きく更新し10個を記録)
平成19. 9. 6	台風	台風9号による御殿場市の被害は床上浸水13戸、床下浸水31戸、特に富士岡地区は黄瀬川の氾濫により、甚大なる被害を受ける。被害総額3億4千万円、総雨量631mm
平成22. 9. 8	台風	台風9号による御殿場市の被害は床上浸水1戸、床下浸水10戸、道路等被害22か所、農地等被害174カ所などの被害を受ける。被害総額約1億3千万円、降水量10時間で218mm
平成23. 3. 11	地震	東北三陸沖を震源とするM9. 0、震度7の地震が発生、御殿場市でも震度5弱を記録 御殿場市では負傷者2名、帰宅困難者141名、停電37,103軒、停電により高層集合住宅等で配水ポンプが停止する被害が発生
平成23. 3. 15	地震	静岡県東部を震源とするM6. 4、震度6強の地震が発生。御殿場市でも震度5弱を記録 御殿場市では負傷者1名、住宅等の被害24棟、ブロック塀倒壊等の被害が多数発生
平成23. 9. 21	台風	台風15号による御殿場市の被害は、負傷者4名、床下浸水や屋根・窓の損壊11件、倒木による道路障害74か所以上、農地等被害16カ所、停電1,100戸などの被害を受ける。被害総額約5,700万円 1時間あたりの最大降水量63mm、最大瞬間風速45.9m
平成26. 2. 14	大雪	低気圧接近に伴い大雪警報が発令され、御殿場消防署管内の積雪量が85cmとなった。東名高速道路をはじめ市内主要幹線で交通規制が行われ、公共交通機関も運休となった。 御殿場市では軽症者16名、住家の一部破損やビニールハウスの倒壊等の被害が多数発生
令和元年. 10. 12	台風	台風19号の影響により市内各地で風水害が発生。増水した用水路に作業中の男性2人が流されうち1名は救助、もう1名は沼津の海岸にて発見。土砂崩れ4件、住宅被害13件、その他倒木、道路の冠水などの被害を受ける。 御殿場消防署管内の時間最大雨量45mm、総雨量が557mmとなった。

\* 令和2年版消防年報（御殿場市小山町広域行政組合消防本部）などより抜粋

## 土砂災害・水害関係危険箇所数

## 1 土砂災害

## ○土砂災害警戒区域・特別警戒区域

種 類	土砂災害警戒区域		特別警戒区域 箇所数
	箇所数	面積 (ha)	
土石流	30	85.01	19
急傾斜地の崩壊	21	14.53	20
地すべり	-	-	-
計	51	99.54	39

## ○土砂災害（特別）警戒区域（土石流）の指定箇所一覧表

番号	区 域 名	所在地（大字・字）	区域指定		土石流危険溪流（参考）	
			110-	110*	危険箇所番号	箇所名
1	高内川 A	神山字高内 他	○	○	215-I-001	高内川
2	高内川 B	神山字高内 他	○	○	215-I-001-2	高内川-2
3	高内川 C	神山字高内 他	○	○	215-I-001-3	高内川-3
4	二の岡川	東田中字箱根道 他	○		215-I-002	押出川右支川 1
5	子之神川	東田中字二ノ岡	○		215-I-003	押出川左支川
6	諸久保沢 A	東田中字原	○	○	215-I-004	諸久保沢 1
7	諸久保沢 B	東田中字原	○	○	215-I-005	諸久保沢 2
8	唐沢川	深沢字丸嶽 他	○		215-I-006	唐沢川
9	姥子沢	沼田字細尾 他	○	○	215-I-007	新田沢 1
10	押出川右支川	東田中字二ノ岡 他	○		215-II-001	押出川右支川 2
11	笹塚沢	沼田字笹塚 他	○	○	215-II-002	諸久保沢 3
12	ツビ沢	沼田字坂田本 他	○	○	215-II-003	萩蕪沢 1
13	オギクボ沢	沼田字タンカ久保 他	○	○	215-II-004	萩蕪沢 2
14	かじか沢	二子字入 他	○		215-II-005	かじか沢
15	高内川右支川 A	神山字天神山 他	○		215-II-006	高内川右支川 1
16	北沢川	神山字北海戸 他	○	○	215-II-007	尾尻川
17	地蔵川	深沢字永尾 他	○		215-II-008	地蔵川
18	寒沢川	東田中字石原坂 他	○		215-II-009	寒沢
19	金時沢川	沼田字山道 他	○	○	215-II-010	金時川
20	二子沢 A	二子字大日向 他	○	○	215-II-011	二子沢 1
21	大藪沢	神山字大藪 他	○	○	215-II-012	大藪沢
22	八ヶ窪沢	神山字八ヶ窪 他	○		215-II-013	八ヶ窪沢
23	高内川右支川 B	神山字塚村 他	○	○	215-II-014	高内川右支川 2
24	小相川	深沢字永尾 他	○		215-II-015	小相川
25	タガクボ沢	沼田字タンカ久保 他	○	○	215-III-001	萩蕪沢 3
26	南沢	沼田字南沢 他	○		215-III-002	萩蕪沢 4
27	道添沢	沼田字広見 他	○	○	215-III-003	新田沢 2
28	組沢	二子字西大久保 他	○	○	215-III-004	組沢
29	二子沢 B	二子字尾越 他	○	○	215-III-005	二子沢 2
30	大坂沢	神山字東山	○	○	215-III-006	大坂沢

指定年月日：平成25年3月29日 告示番号：第313号

## ○土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）の指定箇所一覧表

番号	区域名	所在地（大字・字）	区域指定		急傾斜地崩壊危険箇所（参考）	
			ⅠⅡ-	ⅡⅢ	危険箇所番号	箇所名
1	中山下	中山字中村 他	○	○	103-I-0688	中山下
2	大坂	大坂字川向	○	○	103-I-0689	大坂
3	二子	二子字二子山	○	○	103-I-3367	神山
4	上柴怒田	柴怒田字キタ	○	○	103-II-0494	上柴怒田
5	深沢 A	深沢字永尾	○	○	103-II-0495	深沢
6	深沢 B	深沢字永尾	○	○	103-II-0496	深沢No.2
7	深沢 C	深沢字丸嶽	○	○	103-III-0118	深沢No.8
8	箱根道 A	東田中字箱根道	○	○	103-S-2001	東田中 A
9	二の岡	東田中字二の岡	○	○	103-S-2002	東田中 C
10	箱根道 B	東田中字箱根道	○	○	103-S-2003	東田中 D
11	タンカ久保	沼田字タンカ久保 他	○	○	103-S-2004	沼田 C
12	東大久保	二子字東大久保 他	○	○	103-S-2005	二子 B
13	愛石塚	中山字愛宕塚 他	○	○	103-S-2006	中山 A
14	栃窪	神山字栃窪 他	○	○	103-S-2007	神山 B
15	塚村	神山字塚村	○	○	103-S-2008	神山 C
16	高内	神山字高内	○	○	103-S-2009	神山 F
17	立庵田	二子字立庵田 他	○	○	103-S-2011	二子 A
18	細見	二子字細見 他	○	○	103-S-2012	二子 C
19	スゲ沢	二子字スゲ沢 他	○	○	103-S-2013	二子 E
20	中尾	神山字中尾	○	○	103-S-2014	神山 E
21	須釜	神山字須釜	○	○	103-S-2009-2	神山 G

指定年月日：平成25年 3月29日 告示番号：第314号（番号1～7）

指定年月日：平成30年11月27日 告示番号：第796号（番号8～21）

## 2 水害における警戒すべき区間・箇所

○ 外水氾濫 : 24 箇所      ○ 内水氾濫 : 21 箇所

## 3 宅地造成工事規制区域

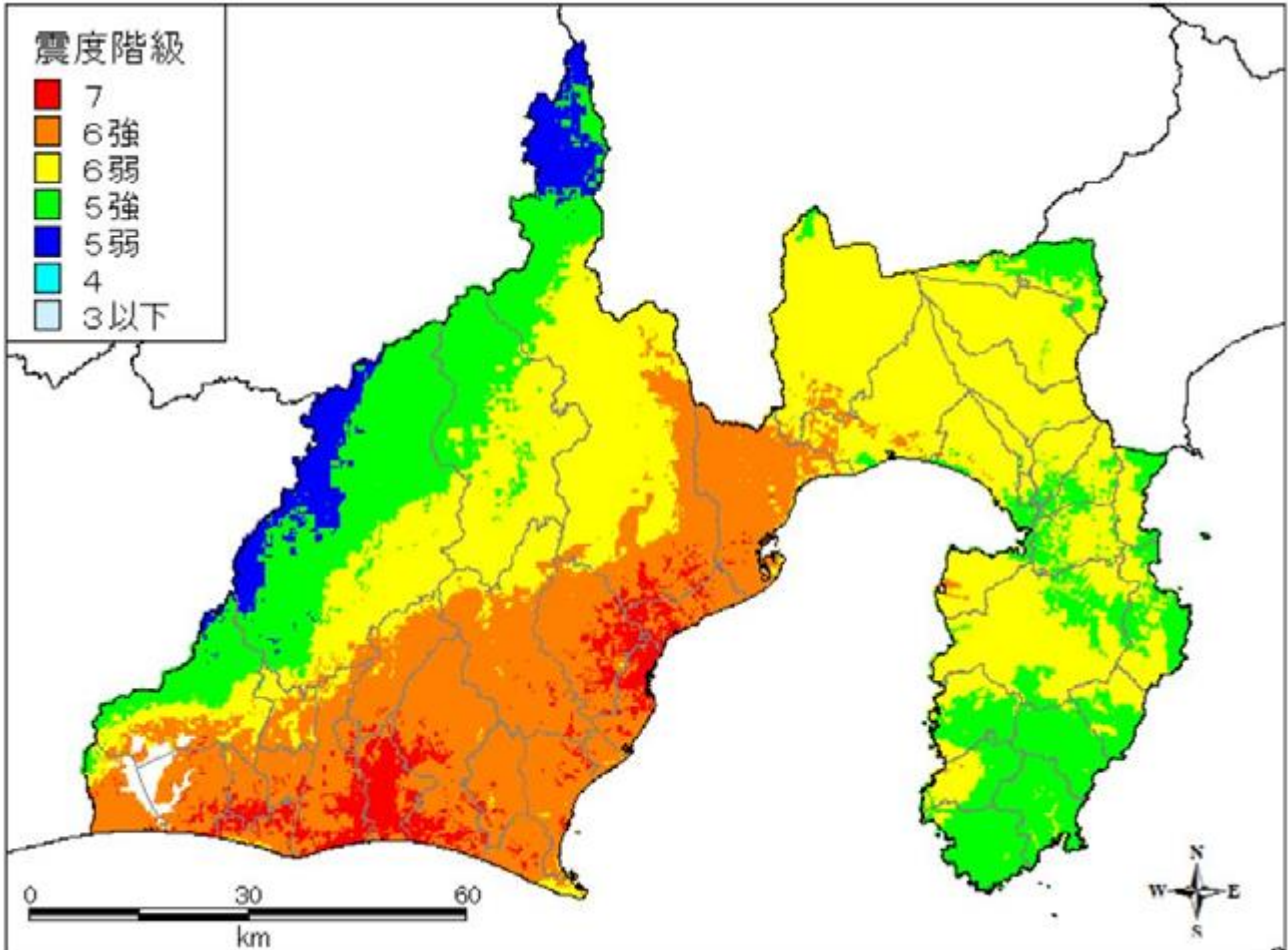
(1) 指定年月日 : 昭和45年9月1日（建設省告示1330号）

(2) 指定面積 : 37.30k m<sup>2</sup>

## 推定震度分布図（第4次地震被害想定）

## 1 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生する地震

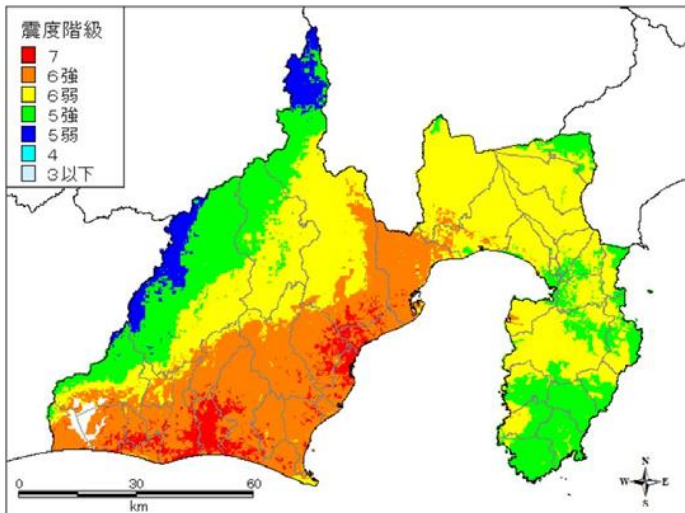
## (1) レベル1の地震（東海・東南海・南海地震）



震度区分	5強	6弱
面積率	1.4%	98.6%

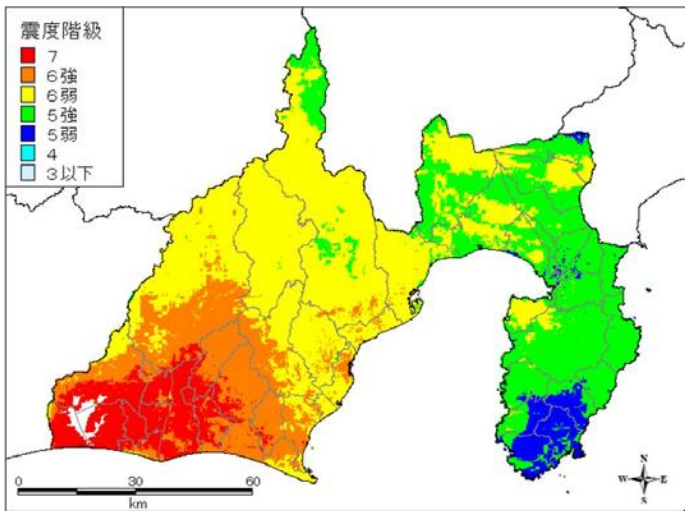
## (2) レベル2の地震（南海トラフ巨大地震）

## ① 震度分布：基本ケース



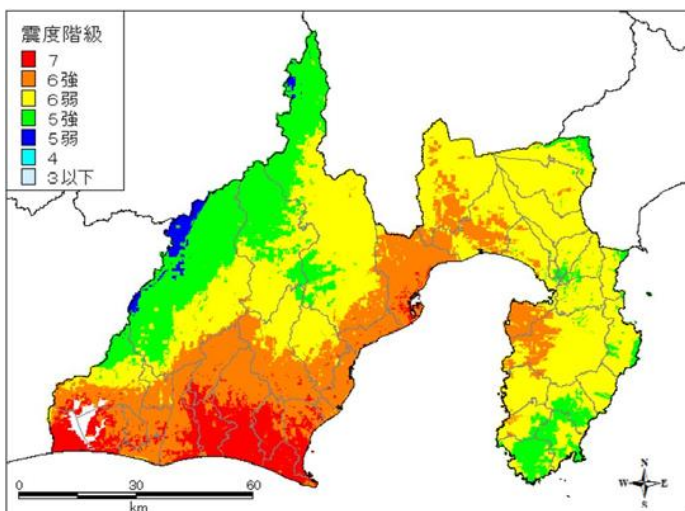
震度区分	5弱	5強	6弱
面積率		1.4%	98.6%

## ② 震度分布：陸側ケース



震度区分	5弱	5強	6弱
面積率	0.1%	57.8%	42.1%

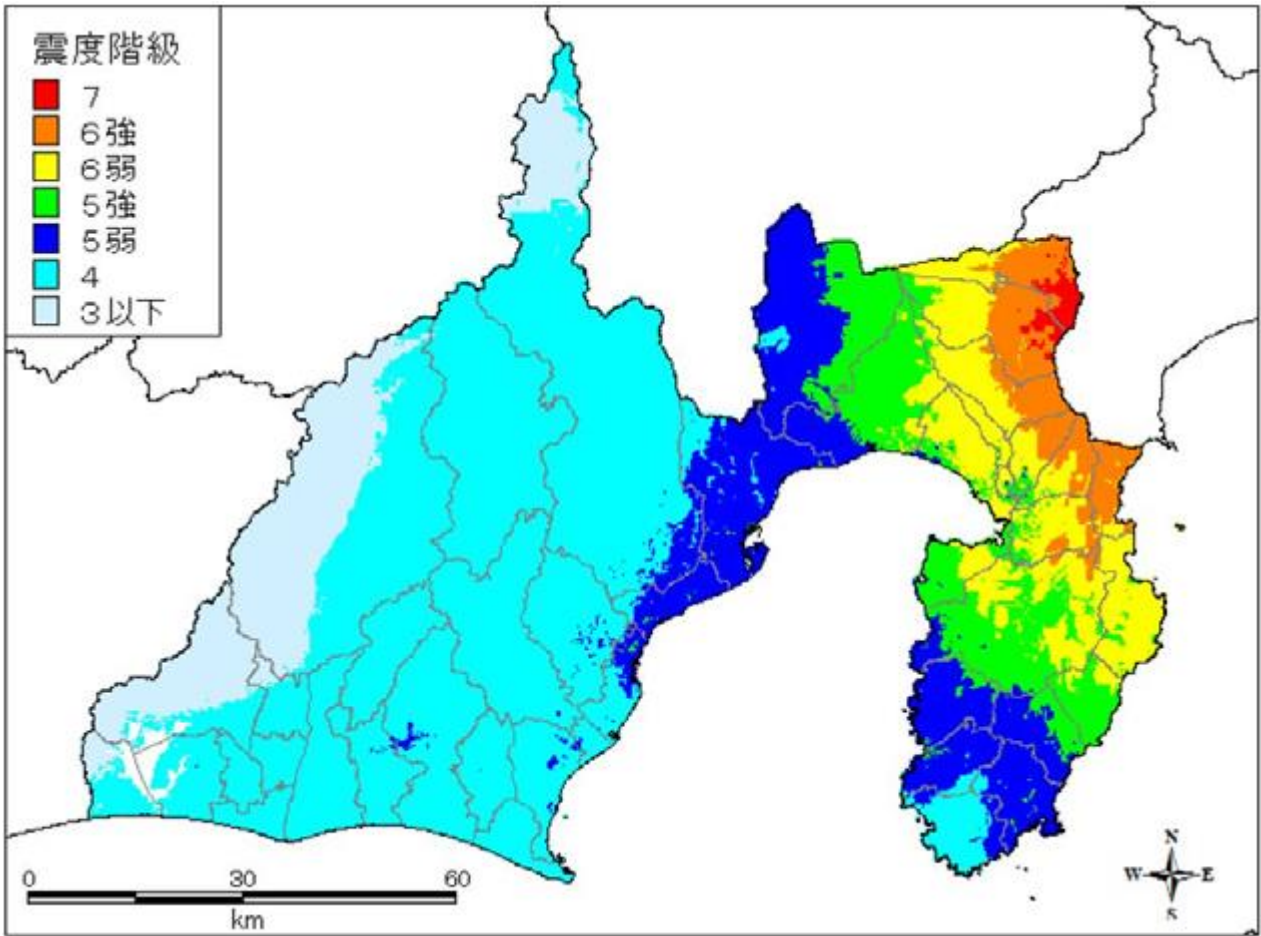
## ③ 震度分布：東側ケース



震度区分	5強	6弱	6強
面積率	0.5%	97.7%	1.8%

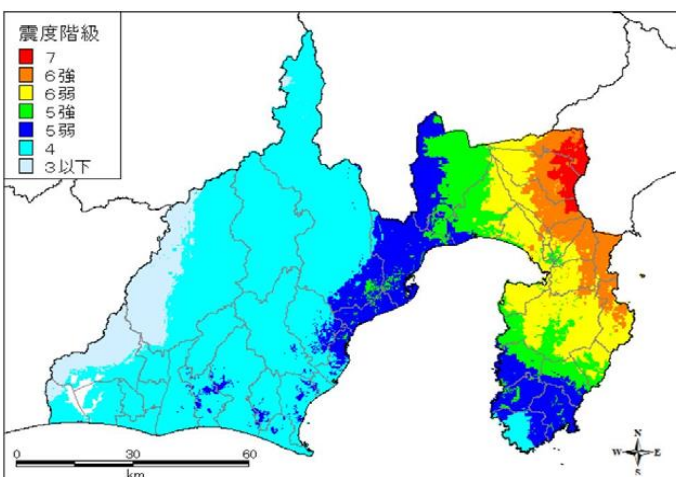
## 2 相模トラフ沿いで発生する地震

## (1) レベル1の地震（大正型関東地震）



震度区分	5強	6弱	6強	7
面積率	7.3%	38.4%	46.1%	8.2%

## (2) レベル2の地震（元禄型関東地震）



震度区分	5強	6弱	6強	7
面積率	0.6%	37.0%	35.6%	26.8%



## ライフライン時系列シナリオ

		地震発生～	2,3 時間後～	2,3 日後～	1 週間後～	
		警戒宣言発令時	災害発生期	初動期	応急復旧期	復旧期
上水道	被害	・緊急貯水により需要拡大	・水源、配水池等の構造物に被害 ・管路に折損、破裂等が生じ一部給水不能	・市内各所で断水が発生 ・家庭内備蓄飲料水や応急給水により水を確保	・応急復旧により徐々に断水状況が改善 ・業者や資機材の不足が発生	・断水状況はある程度解消 ・仮設配管等による復旧は相当な期間を要する(95%復旧まで約4週間)
	対応	・緊急貯水の呼び掛け ・配水池の点検 ・応急復旧用資機材確保	・非常参集を実施 ・緊急遮断弁による流出を防ぐ ・施設被害情報の収集開始	・被害個所の把握 ・応急修理開始 ・救護活動に必要な水の確保 ・断水区域の給水確保	・20 人/人・日の給水確保に努める ・日本水道協会を通じて応援の要請	・100 人/人・日(～3週間)、被災前と同程度の給水確保に努める
下水道	被害		・処理場、ポンプ場が揺れによる被害、停電による機能停止 ・管さよが損傷	・排水困難地域の発生	・応急復旧により排水困難箇所が改善	・応急復旧は約1ヶ月
	対応	・施設の緊急点検 ・応急復旧用資機材確保	・非常参集を実施 ・情報収集開始	・被害状況を把握 ・緊急点検、緊急調査、緊急措置を実施する	・情報収集の継続 ・一時調査を実施 ・応急復旧を実施	・情報収集の継続 ・一時調査を継続 ・応急復旧を継続
電力	被害	・地震災害警戒本部設置 ・要員及び資機材確保	・架空配電線、地中配電線、変電設備、配電柱等に被害	・発災直後に最大46千約89%が停電	・系統の切り替えにより電力供給可能な範囲が拡大	・供給再開まで相当な期間を要する。(95%復旧に約1週間)
	対応			・被害箇所の調査 ・重要箇所を中心とした応急復旧	・応急復旧工事継続	・応急復旧作業の継続
都市ガス	被害		・低圧導管の折損継手の離脱等の被害 ・一定地域が供給停止となる	・供給エリア全域で供給停止 ・ガス漏れ通報	・徐々に供給が再開 ・社会的重要度の高い需要家は優先的な復旧	・供給再開まで相当な期間を要する。(95%復旧に約4週間)
	対応	・安全広報 ・施設点検 ・原則として供給継続	・マイコンメーターによる自動供給停止 ・ブロック別停止	・巡回点検に着手し、被害状況の確認、応急復旧作業の開始	・全国からの応援隊が加わり、大規模な復旧作業の開始	・全国的な応援体制の下、復旧作業が継続
LPガス	被害		・ボンベの転倒 ・マイコンメーターによる自動遮断	・ガス漏れ通報	・徐々に機能が回復	・通常状態までに相当な期間を要する
	対応	・安全広報	・非常参集を実施 ・情報収集開始	・被害調査・点検開始 ・二次災害防止広報	・被害調査・点検・応急復旧作業の継続	・被害調査・点検・応急復旧作業の継続
電話等通信	被害	・輻輳状態発生	・電柱、ケーブルへの被害 ・携帯電話等でも輻輳状態発生	・通信機能支障は最大約90% ・災害時優先電話による通話可能	・1週間程度はかかりにくい状態 ・特設公衆電話等サービスの復旧	・1週間程度でサービスが応急復旧される
	対応	・通信規制 ・復旧資機材確保 ・広報	・非常参集を実施 ・災害用伝言ダイヤルの開始	・被害程度の把握 ・応急復旧に着手	・応急復旧作業の継続 ・応援部隊の到着	・応急復旧作業の継続 ・本復旧の実施

## 道路の被害発生と復旧シナリオ

区 分		高速道路 (東名高速道路、 新東名高速道路)	東西幹線国道 (国道246号)	その他道路 (左記以外の道路)
被害状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>大きな施設被害は発生せず、緊急通行車両の通行は可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で橋梁損傷のため不通となる</li> <li>山間部では山・崖崩れのため軽微な被害が発生する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で橋梁損傷、山・崖崩れ、液状化により不通となる</li> </ul>
発災直後の輸送状況		<ul style="list-style-type: none"> <li>東西幹線交通は一部区間で不通となるが、高速道路により確保される</li> </ul>		
復旧状況	1～3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車両の誘導、放置車両の排除当社線の確保に一日程度要す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で不通又は交通規制</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で不通又は交通規制</li> </ul>
	3～7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で不通又は交通規制が継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で不通又は交通規制</li> </ul>
	1週間～1ヶ月	<ul style="list-style-type: none"> <li>交通規制により緊急自動車、緊急通行車両のみ通行可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で不通又は交通規制が継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一部区間で不通又は交通規制</li> </ul>
	1ヶ月以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車両の通行可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車両の通行可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般車両の通行可能</li> </ul>

### 3 気象情報等



## 気象概要 平年値（年・月ごとの値）

要素	降水量	平均気温	最高気温	最低気温	平均風速	日照時間
単位	mm	℃	℃	℃	m/s	h
統計期間	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020	1991~2020
資料年数	30	30	30	30	30	30
1月	104.6	2.7	7.8	-1.9	2.3	173.7
2月	128.9	3.5	8.6	-1.2	2.5	155.4
3月	253.3	6.6	11.7	1.9	2.8	151.6
4月	248.4	11.5	16.5	6.8	3.0	163.2
5月	255.7	15.9	20.8	11.7	2.9	155.4
6月	297.4	19.2	23.5	16.0	2.7	103.6
7月	361.4	22.9	27.1	20.1	3.1	118.6
8月	247.5	24.1	28.7	21.0	2.8	157.7
9月	372.5	20.9	25.5	17.5	2.6	115.7
10月	315.2	15.6	20.3	11.6	2.3	129.7
11月	185.5	10.3	15.4	5.7	2.2	147.1
12月	104.3	5.2	10.4	0.5	2.2	165.7
年	2874.6	13.2	18.0	9.1	2.6	1733.9

## 気象概要 観測史上1～5位の値

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量 (mm)	529.0 2019/10/12	524 2007/9/6	341 2001/9/10	329.5 2021/8/14	314 1982/8/1	1976/1 <a href="#">2022/12</a>
日最大10分間降水量 (mm)	23.5 2015/5/21	<a href="#">22.5</a> <a href="#">2022/7/26</a>	<a href="#">20.5</a> <a href="#">2013/7/23</a>	<a href="#">19.0</a> <a href="#">2012/7/14</a>	<a href="#">17.5</a> <a href="#">2022/8/4</a>	2008/3 <a href="#">2022/12</a>
日最大1時間降水量 (mm)	81 1999/11/1	<a href="#">79</a> <a href="#">2022/7/26</a>	<a href="#">77</a> <a href="#">1979/10/19</a>	<a href="#">75</a> <a href="#">2000/11/2</a>	<a href="#">65</a> <a href="#">1982/8/1</a>	1976/1 <a href="#">2022/12</a>
月降水量の多い方から (mm)	1454.0 2020/7	882.0 2019/10	882 2004/10	852.0 2021/8	773 1976/6	1976/1 <a href="#">2022/12</a>
年降水量の多い方から (mm)	4540 1998	3635.0 2010	<a href="#">3524.5</a> <a href="#">2020</a>	<a href="#">3466.5</a> <a href="#">2021</a>	<a href="#">3443</a> <a href="#">1976</a>	1976年 <a href="#">2022年</a>
日最高気温の高い方から (℃)	35.3 2016/8/9	35.0 2020/8/16	34.8 2020/8/15	34.7 2013/8/11	<a href="#">34.3</a> <a href="#">2022/6/30</a>	1976/11 <a href="#">2022/12</a>
日最低気温低い方から (℃)	-12.2 1984/2/7	-11.3 1984/2/8	-10.1 1984/2/4	-9.6 1977/2/18	-9.5 1981/2/27	1976/11 <a href="#">2022/12</a>
日最大風速・風向 (m/s)	南南西 21 1979/10/19	南南西 19.4 2018/10/1	南南西 19.4 2011/9/21	南南西 19 2004/12/5	南南西 19 1991/9/28	1976/11 <a href="#">2022/12</a>
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	南南西 37.1 2012/4/3	南南西 36.7 2018/10/1	南南西 36.7 2011/9/21	南南西 33.9 2012/6/19	南南西 31.9 2012/3/31	2008/3 <a href="#">2022/12</a>
月間日照時間の多い方から (h)	<a href="#">199.9</a> <a href="#">2021/12</a>	<a href="#">197.0</a> <a href="#">2021/4</a>	<a href="#">194.7</a> <a href="#">2021/11</a>	<a href="#">185.4</a> <a href="#">2022/2</a>	<a href="#">176.3</a> <a href="#">2022/1</a>	2021/3 <a href="#">2022/12</a>
月間日照時間の少ない方から (h)	<a href="#">114.1</a> <a href="#">2022/10</a>	<a href="#">119.4</a> <a href="#">2022/6</a>	<a href="#">124.8</a> <a href="#">2021/6</a>	<a href="#">126.2</a> <a href="#">2021/9</a>	<a href="#">134.3</a> <a href="#">2022/9</a>	2021/3 <a href="#">2022/12</a>

気象庁ホームページから

毎年の年降水量等

年 度	年降水量	最大日降水量		最大時間降水量		平均 気温	最高気温			最低気温		年間日照 時間
		mm	mm	月/日	mm		月/日/時	℃	℃	月/日/時	℃	
平成 21 年	2635.0	112.5	11 月 11 日	31.5	7 月 28 日 01 時 58 分	13.3	32.8	8 月 11 日 13 時 05 分	-5.8	1 月 16 日 06 時 55 分	1679.7	
平成 22 年	3635.0	218.0	9 月 08 日	51.5	9 月 08 日 09 時 11 分	13.4	33.7	7 月 22 日 11 時 41 分	-7.7	3 月 30 日 02 時 00 分	1757.1	
平成 23 年	3422.5	253.5	11 月 19 日	54.5	9 月 21 日 16 時 54 分	12.8	32.7	6 月 29 日 12 時 32 分	-8.5	1 月 31 日 06 時 41 分	1848.1	
平成 24 年	2963.5	189.0	2 月 07 日	57.0	6 月 19 日 22 時 02 分	12.7	32.9	8 月 17 日 13 時 14 分	-8.7	2 月 03 日 06 時 25 分	1794.1	
平成 25 年	2239.5	116.5	9 月 15 日	43.0	7 月 23 日 16 時 20 分	13.3	34.7	8 月 11 日 13 時 55 分	-6.3	1 月 19 日 05 時 42 分	1925.4	
平成 26 年	2470.0	168.5	10 月 5 日	30.0	3 月 13 日 19 時 13 分	12.8	33.0	7 月 25 日 13 時 17 分	-6.1	1 月 16 日 06 時 14 分	1760.8	
平成 27 年	3057.5	195.5	7 月 16 日	59.0	9 月 2 日 00 時 56 分	13.5	34.2	8 月 11 日 14 時 15 分	-7.6	1 月 02 日 07 時 26 分	1758.0	
平成 28 年	2931.0	126.0	2 月 14 日	39.0	7 月 15 日 10 時 47 分	13.7	35.3	8 月 9 日 14 時 29 分	-6.9	1 月 26 日 05 時 07 分	1648.5	
平成 29 年	2252.5	162.0	6 月 21 日	42.5	6 月 21 日 14 時 23 分	13.0	33.8	8 月 9 日 12 時 55 分	-7.4	1 月 15 日 05 時 51 分	1918.9	
平成 30 年	3433.0	207.0	7 月 6 日	47.5	8 月 12 日 13 時 10 分	13.8	33.8	8 月 6 日 13 時 30 分	-8.4	1 月 26 日 05 時 40 分	1825.6	
令和元年	3257.5	529.0	10 月 12 日	47.5	10 月 12 日 19 時 30 分	13.8	33.0	8 月 5 日 14 時 00 分	-4.4	1 月 4 日 07 時 30 分	1738.1	
令和 2 年	3524.5	206.5	7 月 26 日	36.0	4 月 18 日 11 時 59 分	13.9	35.0	8 月 16 日 12 時 12 分	-4.7	12 月 21 日 07 時 01 分	1735.8	
令和 3 年	3466.5	329.5	8 月 14 日	62.0	7 月 03 日 07 時 06 分	13.7	32.6	8 月 05 日 14 時 25 分	-7.2	1 月 10 日 07 時 11 分	1606.7	
令和 4 年	2542.0	125.8	8 月 18 日	79.0	7 月 26 日 10 時 18 分	13.5	34.3	6 月 30 日 11 時 17 分	-6.7	1 月 01 日 04 時 20 分	1831.4	

気象等の注意報及び警報の種類と発表基準

発表官署 静岡地方気象台

御殿場市	府県予報区	静岡県	
	一次細分区域	東部	
	市町村等をまとめた地域	富士山南東	
警 報	大雨	(浸水害)	雨量基準 1 時間雨量 80mm
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準 139
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 80mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=27, 鮎沢川流域=26, 砂沢川流域=11, 久保川流域=9, 西川流域=15
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s 雪を伴う
大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 20cm	
注意報	大雨	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		土壌雨量指数基準	90
	洪水	雨量基準	1 時間雨量 50mm
		流域雨量指数基準	黄瀬川流域=22, 鮎沢川流域=21, 砂沢川流域=9, 久保川流域=5, 西川流域=12
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	1 2 時間降雪の深さ 10cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%	
	なだれ	1.降雪の深さが 30cm 以上あった場合 2.積雪が 40cm 以上あって最高気温が 15℃以上の場合	
	低温		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下	
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合		
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	110 mm

# 「特別警報」の発表基準

発表官署 気象庁ホームページより

現象の種類	特別警報の基準	特別警報の指標（発表条件）		50年に一度の値	過去の対象事例
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	浸水害	①48時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上となった5km格子が共に50格子以上まとまって出現 ②3時間降水量及び土壌雨量指数において50年に一度の値以上となった格子が共に10格子以上まとまって出現（ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。） ③浸水キルク（危険度分布）又は洪水キルク（危険度分布）で5段階のうち最大の危険度が出現している	688mm/48h  212mm/3h  353/土壌雨量指数	平成27年9月9～11日 「平成27年9月関東・東北豪雨」  平成29年6月30日～7月10日 梅雨前線及び台風第3号 （平成29年7月九州北部豪雨）を含む）  平成30年6月28日～7月8日 「平成30年7月豪雨」  令和元年10月10日～13日 「令和元年東日本台風」  令和2年7月3日～31日 「令和2年7月豪雨」
		土砂災害	過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10格子以上まとまって出現すると予想され、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合		
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合		/	昭和9年9月21日 室戸台風
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合	台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風・高潮・波浪の警報を、特別警報として発表			昭和20年9月17日 枕崎台風
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合				昭和34年9月26日 伊勢湾台風
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）・高潮・波浪の警報を特別警報として発表			昭和36年9月16日 第2室戸台風
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			平成5年9月3日 平成5年台風第13号
					昭和30年1月豪雪 昭和56年豪雪



# 震度と揺れ等の状況（概要）

**0**

**【震度0】**  
人は揺れを感じない。

**1**

**【震度1】**  
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

**2**

**【震度2】**  
屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。

**3**

**【震度3】**  
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

**4**

**【震度4】**

- ほとんどの人が驚く。
- 電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
- 座りの悪い置物が、倒れることがある。

**6弱**

**【震度6弱】**

- 立っていることが困難になる。
- 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
- 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
- 耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

耐震性が高い      耐震性が低い

**5弱**

**【震度5弱】**

- 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
- 棚にある食器類や本が落ちることがある。
- 固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。

**6強**

**【震度6強】**

- はわないと動くことができない。飛ばされることもある。
- 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。
- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものが増える。
- 大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の前崩れが発生することがある。

耐震性が高い      耐震性が低い

**5強**

**【震度5強】**

- 物につかまらなさと歩くことが難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが増える。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

**7**

**【震度7】**

- 耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに増える。
- 耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
- 耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

耐震性が高い      耐震性が低い

**地震が起きたら      あわてず、まず身の安全を!!      緊急地震速報を見聞きしたら**

- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
- 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
- あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
- 近づくな、門や塀、自動販売機やビルのそば
- 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
- 海岸でぐらっときたら高台へ
- あわてた行動、けがのもと

**家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!**

# 気象庁が発表する「東海地震に関する情報」

情報名	主な防災対応等
<p><b>東海地震 予知情報</b></p> <p>東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 赤)</p>	<p><b>「警戒宣言」</b>に伴って発表</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>●警戒宣言が発せられると           <ul style="list-style-type: none"> <li>○地震災害警戒本部が設置されます</li> <li>○津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策が実施されます</li> </ul> </li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、東海地震の発生に十分警戒して、「警戒宣言」および自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p><b>東海地震 注意情報</b></p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 黄)</p>	<p>東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●東海地震に対処するため、以下のような防災の「準備行動」がとられます           <ul style="list-style-type: none"> <li>○必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策が行われます</li> <li>○救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます</li> </ul> </li> </ul>  <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の情報に注意し、政府や自治体などからの呼びかけや、自治体等の防災計画に従って行動して下さい</p>
<p><b>東海地震 に関する 調査情報</b></p> <p>東海地震に関する現象について調査が行われた場合に発表される情報</p> <p>(カラーレベル 青)</p>	<p><b>臨時</b></p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合、その変化の原因についての調査の状況を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> <li>●国や自治体等では情報収集連絡体制がとられます</li> </ul> <p>住民の方は、テレビ・ラジオ等の最新の情報に注意して、平常通りお過ごしください</p> <hr/> <p><b>定例</b></p> <p>毎月の定例の判定会で評価した調査結果を発表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●防災対応は特にありません</li> </ul> <p>日頃から、東海地震への備えをしておくことが大切です</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表されます



(気象庁発表資料)

(別紙 1)

「南海トラフ地震に関する情報」の発表について

気象庁は、以下の場合、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。このため、南海トラフ全域を対象として地震発生の可能性を評価するにあたって、有識者から助言をいただくために、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震に関連する情報（臨時）	○南海トラフ沿いでの異常な現象 <sup>※1</sup> が観測され、その現象が 南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ○観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合 ○南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなくなったと評価された場合
南海トラフに地震関連する情報（定例）	○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合において評価した調査結果を発表する場合

- 本情報の運用開始に伴い、東海地震のみに着目した情報（東海地震に関連する情報）の発表は行わない。
- 本情報を発表していなくても、南海トラフ沿いの大規模地震が発生することもある。

※1：南海トラフ沿いでマグニチュード7以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合など、気象庁が調査する対象となる現象。具体的には、次のとおり。

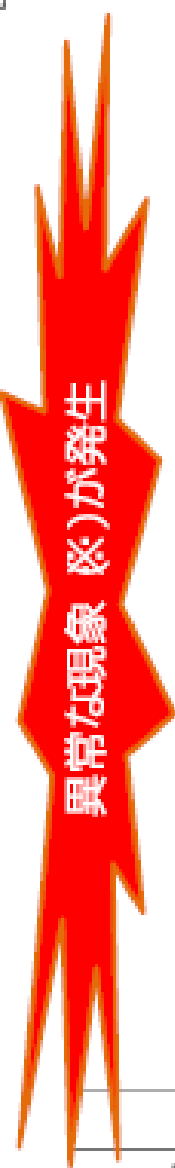
気象庁が調査を開始する対象となる現象
○想定震源域内 <sup>※2</sup> 内でマグニチュード7.0以上の地震が発生 ○想定震源域内 <sup>※2</sup> 内でマグニチュード6.0以上の（或いは震度5弱以上を観測した）地震が発生し、ひずみ計 <sup>※3</sup> で当該地震に体操するステップ状の変化 <sup>※4</sup> 以外の特異な変化を観測 ○1か所以上のひずみ計 <sup>※3</sup> で有意な変化を観測し、同時に他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化を観測している等、ひずみ計 <sup>※3</sup> で南海トラフ沿いの大規模地震と関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域 <sup>※2</sup> 内のプレート境界の固着状況の変化を示す可能性がある現象が観測された等、南海トラフ沿いの大規模地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測

※2：想定震源域；南海トラフ地震の想定震源域（中央防災会議、2013）

※3：ひずみ計；当面、東海地域の設置されたひずみ計を使用

※4：ステップ状の変化；地震発生時に通常観測される段差的な変化

上記は、今後検討により見直されることがある。



時間の経過

※南海トラフ沿いでマグニチュード以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合などを想定

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合に発表

南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会において、発生した異常な現象について評価

最短で2時間後程度を想定

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性について調査中または可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表

以後、随時

南海トラフ地震に関連する情報（臨時）

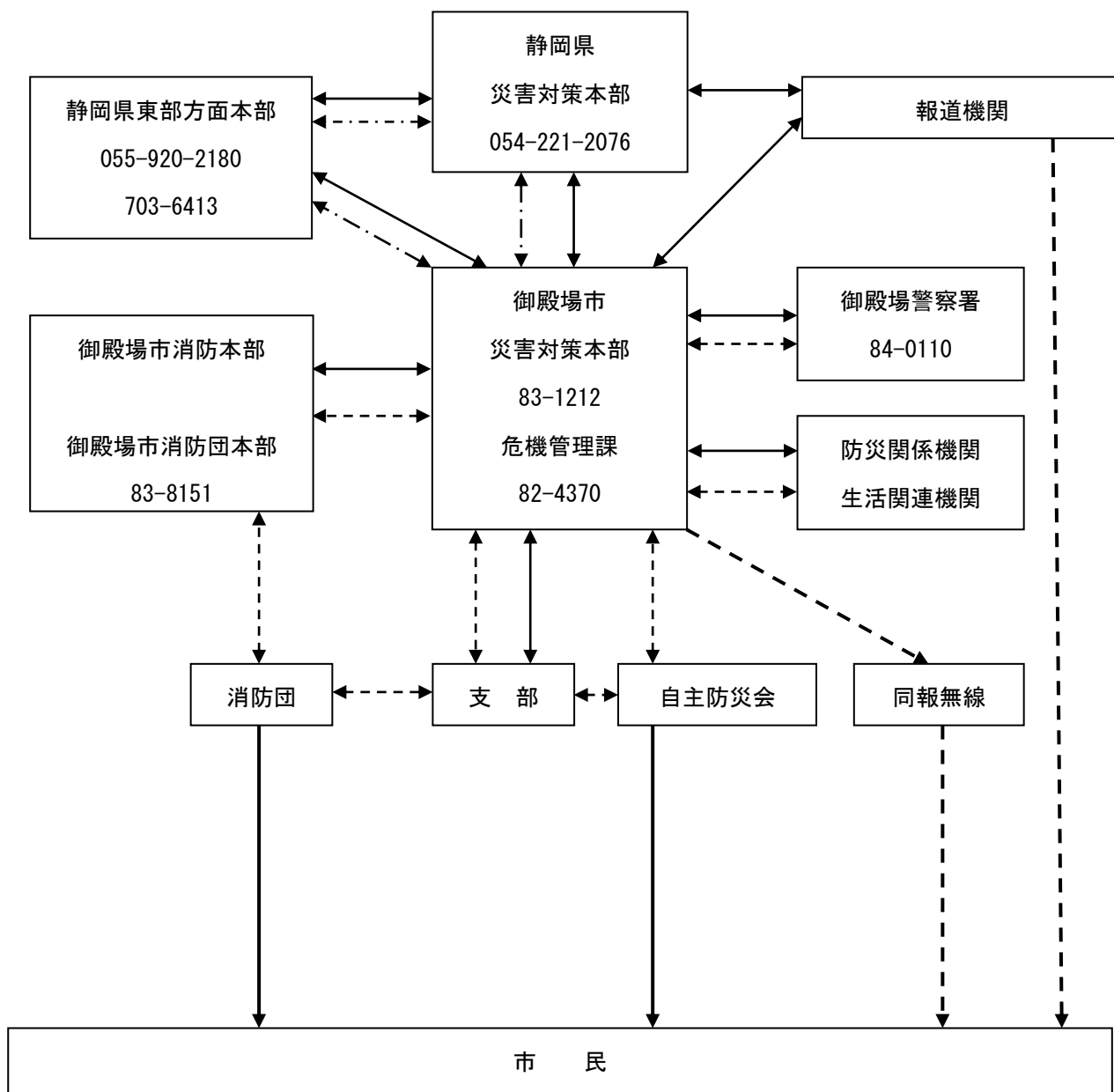
発生した現象及びその評価結果を発表

※南海トラフ沿いの大規模地震発生の可能性が相対的に高まった状態ではなぐよったと評価された場合には、その旨をお知らせし、情報の発表を終了

## 4 情報の収集・伝達及び広報活動

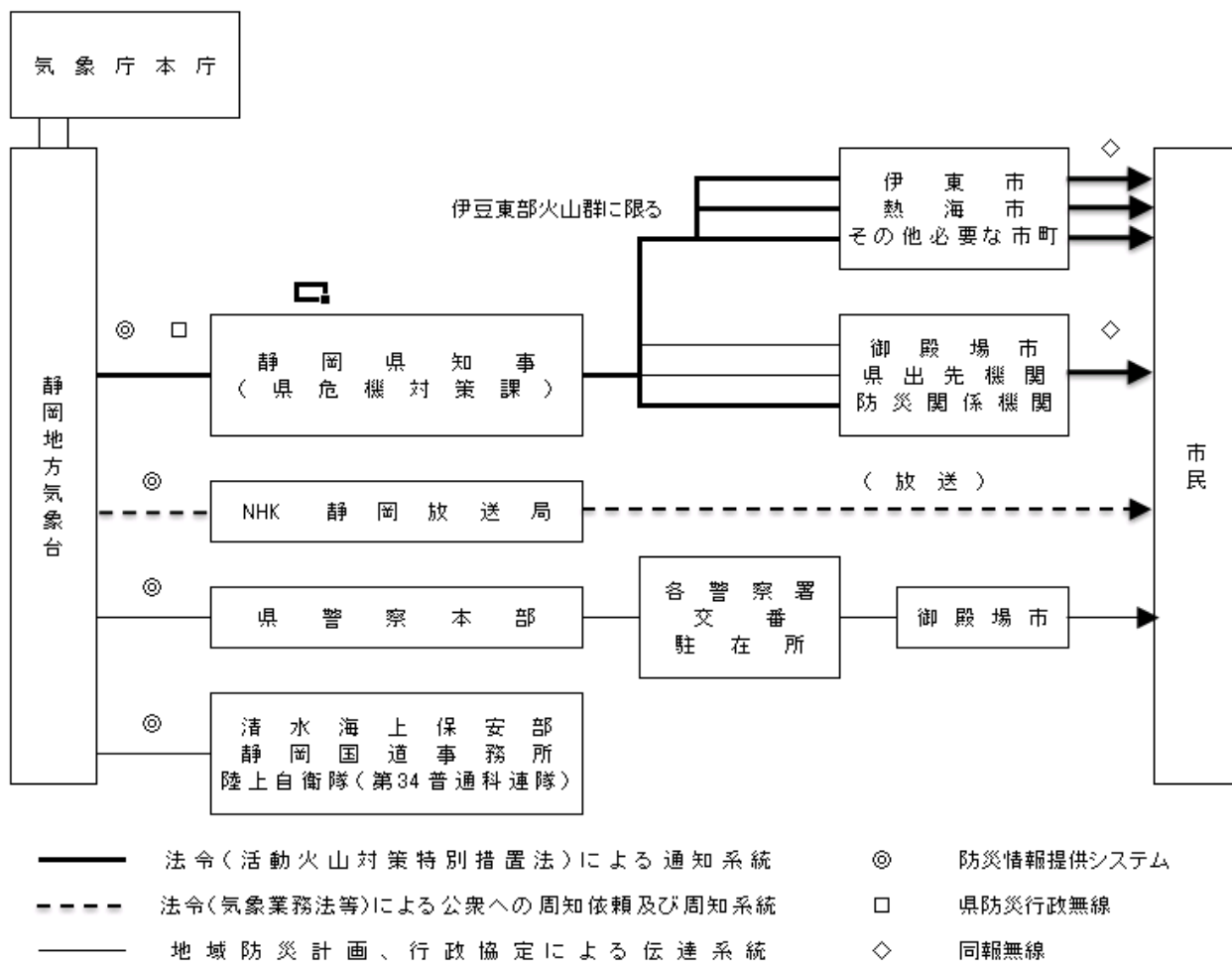


連絡系統図



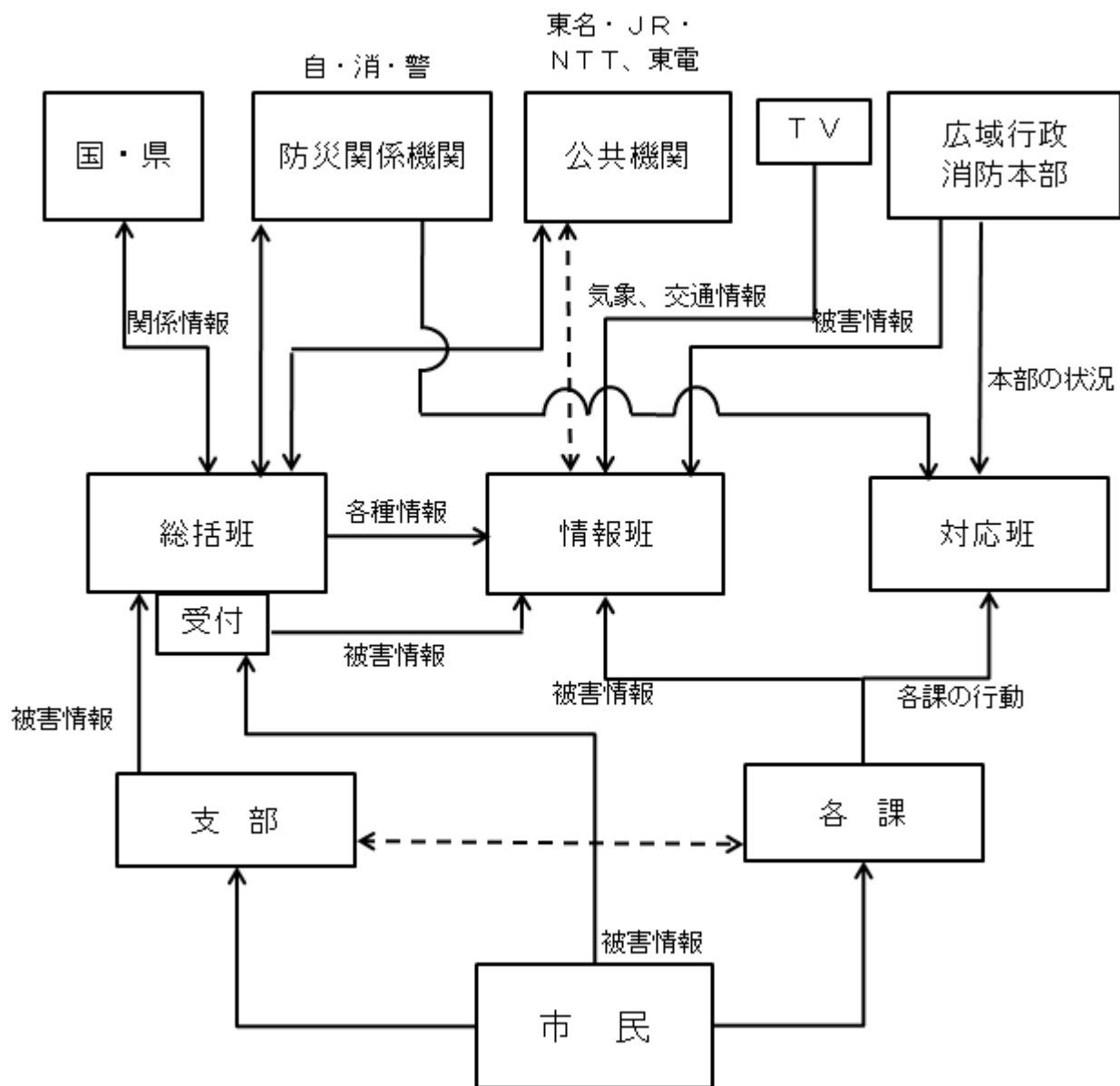
- - 
  - 
  -
- 電話  
F A X
- 広報（車）  
戸別訪問
- 県防災行政無線
- 地域防災無線
- 放送

噴火警報・予報等の伝達系統図





### 災害時の情報の流れ



基地局	
100	市役所統制台
101	市役所副統制台
半固定局	
201	御殿場市役所 総務課
202	御殿場市役所 管理維持課
203	御殿場市役所 水道庁舎
204	YMCA東山荘
205	FMごてんば
206	富士山交流センター
207	保健センター
208	地域振興センター
209	富士岡支所(消防団)
210	原里支所
211	原里支所(消防団)
212	玉穂支所
213	玉穂支所(消防団)
214	高根支所(消防団)
215	高根支所(消防団)
216	高根支所(消防団)
217	高根支所(消防団)
218	高根支所(消防団)
219	高根支所(消防団)
220	高根支所(消防団)
221	高根支所(消防団)
222	高根支所(消防団)
223	高根支所(消防団)
224	高根支所(消防団)
225	高根支所(消防団)
226	高根支所(消防団)
227	高根支所(消防団)
228	高根支所(消防団)
229	高根支所(消防団)
230	高根支所(消防団)
231	高根支所(消防団)
232	高根支所(消防団)
233	高根支所(消防団)
234	高根支所(消防団)
235	高根支所(消防団)
236	高根支所(消防団)
237	高根支所(消防団)
238	高根支所(消防団)
239	高根支所(消防団)
240	高根支所(消防団)
241	高根支所(消防団)
242	高根支所(消防団)
243	高根支所(消防団)
244	高根支所(消防団)
245	高根支所(消防団)
246	高根支所(消防団)
247	高根支所(消防団)
248	高根支所(消防団)
249	高根支所(消防団)
250	高根支所(消防団)
251	高根支所(消防団)
252	高根支所(消防団)
253	高根支所(消防団)
254	高根支所(消防団)
255	高根支所(消防団)
256	高根支所(消防団)
257	高根支所(消防団)
258	高根支所(消防団)
259	高根支所(消防団)
260	高根支所(消防団)
261	高根支所(消防団)
262	高根支所(消防団)
263	高根支所(消防団)
264	高根支所(消防団)
265	高根支所(消防団)
266	高根支所(消防団)
267	高根支所(消防団)
268	高根支所(消防団)
269	高根支所(消防団)
270	高根支所(消防団)
271	高根支所(消防団)
272	高根支所(消防団)
273	高根支所(消防団)

304	県沼津土木事務所御殿場支所
801	NTT御殿場営業所
802	東京電力麻績御殿場営業所
803	中日本高速道路㈱
804	東海旅客鉄道(株)御殿場駅
805	富士急モビリティ㈱御殿場営業所
806	御殿場五所(株)
807	郵便事業㈱御殿場支店
808	J/A御殿場本所
809	富士病院
810	御殿場石川病院
811	東部病院
812	フジ虎ノ門整形外科病院
813	アクトレット管理室
814	時之栖
240	御殿場小学校
241	御殿場南小学校
242	東小学校
243	富士岡小学校
244	神山小学校
245	原里小学校
246	朝日小学校
247	玉穂小学校
248	印野小学校
249	高根小学校
250	上小林分校
251	御殿場中学校
252	南中学校
253	富士岡中学校
254	原里中学校
255	西中学校
256	高根中学校
257	特別支援学校
258	御殿場高校
259	御殿場南高校
260	御殿場西高校
261	東保育園
262	西保育園
263	原里第一保育園
264	原里第二保育園
265	玉穂第一保育園
266	玉穂第二保育園
267	印野こども園
268	高根第一保育園
269	高根第二保育園
270	御殿場幼稚園
271	富士岡幼稚園
272	かまど幼稚園
273	消防西分署駐1735

435	消防団第1分団1部
436	消防団第1分団2部
437	消防団第1分団3部
438	消防団第1分団4部
439	消防団第1分団5部
440	消防団第1分団6部
441	消防団第1分団7部
442	消防団第2分団1部
443	消防団第2分団2部
444	消防団第2分団3部
445	消防団第2分団4部
446	消防団第2分団5部
447	消防団第2分団6部
448	消防団第2分団7部
449	消防団第3分団1部
450	消防団第3分団2部
451	消防団第3分団3部
452	消防団第3分団4部
453	消防団第3分団5部
454	消防団第3分団6部
455	消防団第3分団7部
456	消防団第3分団8部
457	消防団第3分団9部
458	消防団第4分団1部
459	消防団第4分団2部
460	消防団第4分団3部
461	消防団第4分団4部

520	社会福祉課
521	総務課
522	環境課
523	広域庶務課
524	子供家庭センター
525	危機管理課 1
526	危機管理課 2
527	危機管理課 3
528	危機管理課 4
529	危機管理課 5
530	危機管理課 6
531	危機管理課 7
532	危機管理課 8
533	危機管理課 9
534	子育て支援課
535	課税課
536	御殿場区
537	栗山区
538	深沢区
539	東田中区
540	二の岡区
541	鮎沢区
542	瀬橋区
543	新橋区
544	萩原区
545	二枚橋区
546	西田中区
547	北原区
548	仁衫区
549	相ノ木区
550	永原区
551	窪区
552	萩蕪区
553	沼田区
554	二子区
555	中山上区
556	中山下区
557	風穴区
558	中清水区
559	産業水道部(水道)1
560	産業水道部(水道)2
561	産業水道部(水道)3
562	商工振興課
563	危機管理課
564	危機管理課
565	医師会
566	管理維持課 1
567	管理維持課 2
568	管理維持課 3
569	御殿場消防署警備機捜査車156
570	消防富士岡分署駐17145
571	消防西分署駐1735
572	教育総務課

569	神場区
570	板妻区
571	保土沢区
572	永塚区
573	北郷区
574	大沢区
575	矢崎区
576	茱萸沢下区
577	茱萸沢上区
578	中畑東区
579	中畑北区
580	中畑南区
581	中畑西区
582	川柳区
583	小木原区
584	時之栖区
585	印野区
586	塚原区
587	六日市場区
588	美乃和区
589	清後区
590	山之尻区
591	柴野田区
592	上小林区
593	水土野区
594	古沢区

## 防災行政無線 ID 一覧表

無線 NO.	呼出名称	設置場所 (車種)	ナンバープレート	担当課
	ぎょうせいごてんば	本庁舎5階	基地局	
	ぎょうせいごてんば	本庁舎2階	遠隔制御器	管理維持課
	ぎょうせいごてんば	水道庁舎1階	遠隔制御器	環境部
	ぎょうせいごてんば	消防本部通信指令課	遠隔制御器	通信指令課
2	ごてんば2			
3	ごてんば3	ADバン	富士山403さ112	管理維持課
5	ごてんば5	エクストレイル2号機	富士山303す6471	道路河川課
11	ごてんば9	小松グレーダー (小)	沼津00る733	管理維持課
7	ごてんば10	マツダ スクラム	富士山581き4600	道路河川課
	ごてんば11	トヨタランドクルーザープラド	富士山803さ937	危機管理課
1	ごてんば14	エクストレイル3号機	富士山303せ4774	管理維持課
	ごてんば15			
6	ごてんば16	三菱軽	富士山581え7417	道路河川課
9	ごてんば17	三菱 2T ダンプ	沼津100さ40-84	管理維持課
12	ごてんば18	小松グレーダー (大)	沼津00る313	管理維持課
	ごてんば23	ランドクルーザー	沼津800す15-20	管理維持課
14	ごてんば24	三菱530バケット (大)	沼津99る530 (川柳土場)	管理維持課
4	ごてんば27	エクストレイル1号機	沼津300ま3145	道路河川課
10	ごてんば28	ダイヤロードダンプ	富士山440さ1239	管理維持課
8	ごてんば29	イズス 3T ダンプ	富士山803さ666	道路河川課
	ごてんば32	三菱キャンター (給水車)	沼津800さ666	上水道課
13	ごてんば31	三菱ショベル (小)	沼津00る797 (永原土場)	管理維持課
	ごてんば71	トヨタダイナ	沼津100さ8117	上水道課
	ごてんば73	トヨタランドクルーザープラド	沼津800す1322	上水道課
	ごてんば74	ホンダアクティトラック4WD	沼津480い6164	上水道課
	ごてんば75	ホンダアクティトラック4WD	沼津41あ2253	上水道課
	ごてんば76	ホンダアクティトラック4WD	沼津480い4795	上水道課
	ごてんば77	ホンダバモス	沼津50は151	上水道課
	ごてんば78	スズキジムニーステーションワゴン	沼津580い1361	上水道課
	ごてんば91	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道課
	ごてんば92	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道課
	ごてんば93	水道庁舎1階	(携帯局)	上水道課
	ごてんばぼうたい1	東館2階	(移動局)	危機管理課
	ごてんばぼうたい57	東館2階	(移動局)	危機管理課

(参考) ごてんばぼうたい1・57を除き、その他は令和3年5月31日で免許更新を終了

## 同報無線屋外子局設置場所一覧表

NO	設置場所	住 所	サイレン	アンパック
1	吾妻墓地西	御殿場 192-1		
2	御殿場南小学校	川島田 580		
3	御殿場南高等学校	新橋 1450		
4	御殿場駅東口	新橋官無番地		
5	鮎沢区公民館	新橋 352-1		
6	青少年広場	東山 1082		○
7	馬車道公園	二枚橋 38-1		
8	竈幼稚園	竈 154-1		○
9	富士岡小学校	中山 161		
10	富士岡公園	大坂 10-2-2		
11	旧神山公民館	神山 775-1	○	○
12	消防団第2分団第4部詰所	駒門 190-7		○
13	原里支所	川島田 1308-1	○	○
14	原里中学校	川島田 1363-1		
15	森之腰幼稚園	川島田 443-1		
16	板妻区公民館	板妻 131-1		○
17	茱萸沢北交差点	茱萸沢 5		
18	茱萸沢下区公民館跡	茱萸沢 1340-8		
19	玉穂支所跡	茱萸沢 687	○	○
20	中畑西地区コミュニティ供用施設	中畑 1777		○
21	印野支所	印野 1710	○	○
22	高根支所	塚原 74-16	○	○
23	高根第2保育園	上小林 43-1		○
24	高内区共有地	神山 322		○
25	市役所庁舎屋上	萩原 483	○	
26	消防署富士岡分署	中山 473-1	○	○
			7	13

## 戸別受信機設置数

22,307台【令和3年度末時点】

## 災害時優先電話に指定されている電話

項 目	内 容
電話番号	82-8060、82-8061、82-8062 3電話番号・6局線
設置場所	本庁舎1階 情報公開コーナー（内線3171、3172） 本庁舎地階 守衛室（内線1916）
使 い 方	多機能電話機の「外線」ボタンを押して発信すると優先電話として発信される。

## 特設公衆電話設置場所一覧表

No	施設名称	所在地	電話番号
1	御殿場高等学校	御殿場 192-1	83-6149
2	御殿場小学校	萩原 361-1	89-7940
3	御殿場愛郷報徳会館	仁杉 255-2	88-0490
4	南中学校	萩原 1327	83-6599
5	御殿場南小学校	川島田 580	83-6799
6	御殿場南高等学校	新橋 1450	83-9449
7	鮎沢公民館	新橋 352-1	84-7941
8	YMCA 東山荘	東山 1052	84-7942
9	東小学校	西田中 310	84-7943
10	東田中富士見公園	東田中 1丁目 19-23	84-7944
11	二の岡公園	二の岡 1丁目 3-1	84-7945
12	中央公園	萩原 754-5	84-7946
13	竈幼稚園	竈 154-1	84-7947
14	富士岡小学校	中山 161	87-3391
15	富士岡中学校	中山 825-1	87-3393
16	神山小学校	神山 478-2	87-6942
17	駒門地区児童厚生体育施設	駒門 471	87-6943
18	原里小学校	川島田 1902	88-0491
19	原里中学校	川島田 1363-1	88-8694
20	森之腰幼稚園	川島田 451-3	82-2593
21	原里西幼稚園	板妻 101-6	88-0492
22	朝日小学校	川島田 84-1	84-7949
23	玉穂小学校	中畑 441	88-0493
24	中畑西地区コミュニティ供用施設	中畑 1777	88-0494
25	印野小学校	印野 1710	88-0495
26	高根小学校	塚原 38-5	85-7950
27	高根第2 保育園	上小林 431-1	88-0496

## 災害時特設公衆電話設置施設一覧表（福祉避難所）

	法人名	施設名	住所
1	社会福祉法人 十字の園	御殿場十字の園	御殿場市深沢 1465-1
2	社会福祉法人 富岳会	障害支援施設 富岳の園	御殿場市神山 1925-1148
3	社会福祉法人 富岳会	障害支援施設 富岳の郷	御殿場市神山 1940-7
4	社会福祉法人 富岳会	障害支援施設 オレンジシャトー富岳	御殿場市神山 1925-1193
5	社会福祉法人 武蔵野会	さくら学園	御殿場市川島田 1976
6	社会福祉法人 野菊療	障害者支援施設 野菊療	御殿場市中畑 1798
7	社会福祉法人 博友会	特別養護老人ホーム 白雪	御殿場市川島田 270
8	社会福祉法人 博友会	特別養護老人ホーム すずらん	御殿場市上小林 1527-19
9	社会福祉法人 ふじの郷	さつき学園(絆)	御殿場市神山 1925-322

## 報道機関名簿

## 地方紙記者名簿

社名	所在地	電話番号	FAX
岳麓新聞社	御殿場市新橋669-25	(82)0080	(82)0088
日刊静岡	御殿場市川島田 1440	(89)8930	(89)8932

沼津記者会 FAX 055(934)1109

社名	所在地	電話番号	FAX
NHK沼津支局	沼津市吉田町 1-1 ｲｰｽﾄ永代橋ビル 2F	055(931)7475	055(931)7142
静岡朝日テレビ	// 大手町 1-1-6 ｲｰﾗｾﾞ3F	055(951)3100	055(951)3903
静岡第一テレビ	// 大手町 2-31-2 ｵｰｯﾞビル 5F	055(963)4777	055(962)7310
SBS静岡放送	// 魚町 1 ｷｯｸﾝ 4F	055(962)0383	055(962)6515
テレビ静岡	// 大手町 2-4-1 第一生命ビル 5階	055(962)7374	055(954)0710
静岡新聞社	御殿場市二枚橋 55-25	(82)0157	(83)9437
産経新聞	静岡市葵区伝馬町9-1 河村ビル 7F	054(255)5026	054(255)0038
朝日新聞	沼津市末広町 33	055(951)1231	055(951)1410
読売新聞	<u>静岡市葵区追手町 9-22 読売ビル内</u>	<u>054(252)0171</u>	<u>054(252)0310</u>
毎日新聞	<u>沼津市大手町 1-1-3 沼津産業ビル9階</u>	055(962)0204	055(964)0225
時事通信	// 魚町 1 サンフロント7F	055(963)5115	055(951)0660
中日新聞・東京新聞	<u>富士市蓼原 66-1 ソラーナB棟</u>	<u>054(562)0020</u>	<u>054(562)0202</u>

## その他

社名	所在地	電話番号	FAX
TOKAIケーブルネットワーク	御殿場市川島田 435-1	<u>(82)6751</u>	<u>(82)6836</u>
(株)エフエム御殿場	御殿場市川島田 532-1	(84)0863	(84)5858
建通新聞	沼津市平町 18-20 川口第二ビル	055(962)5167	055(951)6965

## 御殿場市建設業協会、御殿場市建設事業協同組合 会員名簿

協同組合事務局

電話 83-9561

FAX 83-4678

令和4年4月1日現在

会社名	住所	電話番号	FAX	備考
1 株式会社大岩	上小林 1053	89-1262	89-8119	
2 オサコー建設	保土沢 1157-599	89-3232	89-2624	
3 有限小野土木工業	新橋 1972-6	82-3316	82-3861	
4 岳南建設(株)	新橋 385	82-1177	84-0143	
5 株式会社カツマタ建設	中畑 652-55	78-6100	78-6101	
6 株式会社勝間田工業	印野 839-2	89-6883	89-2187	
7 勝亦製材駿河鉄骨(株)	中山 518	87-0048	87-1237	
8 有限寿組	新橋 669-38	70-1500	70-1522	
9 三晃建設(株)	川島田 70-1	82-3132	82-3133	
10 株式会社スズキ総業	新橋 1607-3	83-2415	84-1552	
11 芹澤建設(株)	萩原 688	82-0096	83-1027	
12 嶽下産業(株)	萩原 54-8	83-1992	83-0359	
13 玉穂木材工業(株)	茱萸沢 1359	82-2131	82-5432	
14 有限永友建設	西田中 533-14	83-7986	83-7915	
15 株式会社林組	新橋 687-1	82-1750	82-3668	
16 株式会社ファースト	萩原 1180-2	83-8453	82-6771	
17 株式会社丸勝工務店	仁杉 768	89-0088	89-0080	
18 睦産業(株)	川島田 535-6	82-0054	83-7615	
19 株式会社ヤゴセコー	萩原 1278-18	83-8170	83-8150	
20 藪田建設(株)	新橋 248-1	83-4005	83-4004	
21 山幸建設(株)	竈 220	82-1942	83-1760	
22 有限山下組	塚原 1278-9	82-2956	82-2047	
23 大和建設(株)	駒門 318-4	87-3060	87-3359	
24 弥生建設(株)	茱萸沢 93-4	82-3098	84-1841	
25 臼幸産業(株)御殿場支店	萩原 496-1	82-0677	84-1823	
26 小林道路(株)御殿場営業所	保土沢 1157-480	89-5479	89-6033	特別員
27 富士峰建設(株)御殿場営業所	北久原 541-1	82-2398	82-4919	特別員

## 御殿場市建設業協会災害対策組織表

令和4年4月1日現在

協会対策本部			
御殿場市建設業協会	83-9561	副本部長 長田 崇	89-3232
本部長 林 則夫	82-1750	副本部長 勝又恵一郎	82-1177
事務局 杉本 哲哉	83-9561		
第1班 (御殿場地区)	第2班 (富士岡地区)	第3班 (原里地区)	
○岳南建設(株) 82-1177	○勝亦製材駿河鉄骨(株) 87-0048	○オサコー建設(株) 89-3232	
芹澤建設(株) 82-0096	三晃建設(株) 82-3132	睦産業(株) 82-0054	
藪田建設(株) 83-4005	山幸建設(株) 82-1942	(株)ファースト 83-8453	
(株)丸勝工務店 89-0088	大和建設(株) 87-3060	小林道路(株) 89-5479	
嶽下産業(株) 82-1992	富士峰建設(株) 82-2398		
有限小野土木工業 82-3316			
(株)スズキ総業 83-2415			
(株)ヤゴセコー 83-8170			
臼幸産業(株) 82-0677			
第4班 (玉穂地区)	第5班 (印野地区)	第6班 (高根地区)	
○弥生建設(株) 82-3098	○(株)勝間田工業 89-6883	○(株)林組 82-1750	
(株)寿組 70-1500	(株)カツマタ建設 78-6100	(株)大岩 88-8350	
玉穂木材工業(株) 82-2131		有限山下組 82-2956	
		有限永友建設 83-7986	

○は、班長

令和4年4月1日現在

## 令和4年度 御殿場市水道工事業協同組合員名簿

〒412-0042 御殿場市萩原 165-2

電話 0550-83-2179

FAX 0550-83-2173

役職名	代表者名	事業所名	住所	電話番号	備考
代表理事	<u>深瀬 涉司</u>	<u>(有)深瀬鉄工所</u>	<u>萩原 1474-3</u>	<u>82-0840</u>	
副理事長	<u>杉山 啓二</u>	<u>(有)杉山工事店</u>	<u>大坂 233-1</u>	<u>87-1244</u>	
会計理事	勝又 恵子	(有)勝又鉄工所	神山 1776-1	87-0027	
理事	佐藤 陽一	(有)佐藤設備工業	東田中 2-7-1	82-3243	
理事	<u>三輪 卓</u>	<u>(有)三輪水道</u>	<u>仁杉 863-1</u>	<u>89-9280</u>	
理事	湯山 一彦	(有)湯山水道	東田中 2-8-21	83-0728	
監事	長田 勘一	(有)長田設備	板妻 2-9	89-2491	
監事	<u>岩橋 廣</u>	<u>(有)岩橋設備</u>	<u>茱萸沢 1328</u>	<u>82-0568</u>	
書記	<u>外山 恵市</u>	<u>(株)アイ設備</u>	<u>萩原 552-1</u>	<u>84-8686</u>	
書記	藤元 恵亮	(株)フジモト	二の岡 1-1-7	83-7808	
	長田 秀光	長田水道工事店	板妻 239-14	89-1493	
	佐藤 考良	御殿場設備工業	二枚橋 277-1	83-1354	
	高橋 経男	(株)高橋水道	萩原 992-75	80-5155	
	中島 征喜	中島水道店	東田中 3-5-11	83-2464	
	平川 富夫	(有)平川設備	御殿場 510	83-1997	
	長田 敏男	朋友設備(有)	川柳 38-1	88-0145	
	鈴木 紅志	(株)北斗建設	北久原 565-11	82-6866	
	小松 隆男	(有)小松設備	神山 506-5	87-1383	
	渡辺 幸男	(株)渡辺工事部	二枚橋 298-2	82-1986	
	渡辺 三千明	渡辺水道	二枚橋 13-2	83-1365	
	勝間田 庄二	(有)トウショウ設備	川島田 554-10	84-0263	
	仲嶋 亮	(有)仲嶋設備	新橋 883-21	83-0735	

## 水道工事業協同組合連絡系統図 (班編成)

	1 班	2 班
①環境部上水道課 82-4627	○副理事長 <u>杉山工事店</u> <u>87-1244</u>	○会計理事 (有)勝又鉄工所 87-0027
②水道工事業協同組合 83-2179	(株)高橋水道 80-5155 (有)仲嶋設備 83-0735 (有)長田設備 89-2491 長田水道工事店 89-1493	(有)小松設備 87-1383 (株)北斗建設 82-6866 (有)平川設備 83-1997
③代表理事 <u>(有)深瀬鉄工所</u> <u>82-0840</u>		
3 班	4 班	5 班
○理事 <u>(有)三輪水道</u> <u>89-9280</u> <u>(有)岩橋設備</u> <u>88-0145</u> 朋友設備(有) 88-0145 (有)トウショウ設備 84-0263	○理事 (有)湯山水道 83-0728 渡辺水道 83-1365 中島水道店 83-2464 (株)フジモト 83-7808	○理事 (有)佐藤設備工業 82-3243 御殿場設備工業 83-1354 (株)渡辺工事部 82-1986 (株)アイ設備 84-8686

○は、班長



(一社) 静岡県LPガス協会御殿場地区会 (御殿場ブロック) 令和4年4月1日現在

会員名	住所	電話番号	FAX	備考
日本ガス興業(株)御殿場営業所	萩原 1116-1	89-7738	89-8475	
(株)カジマヤ	茱萸沢 120-13	88-0111	89-2619	
サーラE&L(株)御殿場営業所	萩原 1538-1	83-0820	82-6878	
菊水商事(株)	川島田 334-5	82-0567	84-1265	
<u>JA 協同サービス(株)</u>	茱萸沢 5	82-2804	82-5289	
(株)エネアーク関東	二枚橋 16-3	84-5454	84-1441	ブロック長
衞杉忠商店	二枚橋 25	82-0044	83-0335	
田代商店	古沢 74-1	82-2220	切替	理事
(株)ザ・トーカイ御殿場支店	新橋 249-1	82-0731	83-7988	事務局
藤田プロパン	川島田 1015-1	89-7079	切替	

## ガス施設の状況

会社名	住所	施設名	種別	基	能力	単位	備考
静岡ガス(株)	板妻 663-3	板妻ガバナ ステーション	都市ガス減 圧設備	1	10,000	m3/h	天然ガス

緊急連絡先：静岡ガス(株)幹線管理センター (電話番号 0545-51-9220)

## 都市ガス

会社名	住所	電話番号	FAX	備考
御殿場ガス(株)	川島田 600	82-0876	82-0547	

## 御殿場口山内組合

施設名	電話番号	施設名	電話番号
大石茶屋 (新五合目)	89-2941	砂走館 (七合五勺)	89-0703
<u>半蔵坊 (新六合目)</u>	<u>090-2745-2590</u>	赤岩八合館 (七合九勺)	89-0703
日の出館 (七合目)	89-2867	山内組合代表	090-3155-5061
わらじ館 (七合四勺)	89-0911		

## 避難促進施設

施設名	所在地	施設名	所在地
大石茶屋	新五合目	赤岩八合館	七合九勺
<u>半蔵坊</u>	<u>新六合目</u>	富士急小屋ハーフマウンテン	御殿場市中畑字西沢2110番地の10 (新五合目)
日の出館 (休館中)	七合目	マウントフジトレイルステーション	御殿場市中畑字西沢2110番地の10 (新五合目)
わらじ館	七合四勺		
砂走館	七合五勺		



## 5 防災関連施設・設備等



## 防災関連施設

区分	所管	設置施設1	設置施設2（予備）	
災害対策本部	危機管理課	東館	市民会館（会議棟） 消防本部	
支 部	御殿場	支 部	林業会館	
	富士岡	支 部	富士岡振興会館	
	原 里	支 部	原里愛郷会館	
	玉 穂	支 部	玉穂報徳会館	
	印 野	支 部	印野振興会館	
	高 根	支 部	高根団体会館	
医療救護本部	健康推進課 救急医療課	保健センター		
応急危険度判定 実施本部	建築住宅課	本庁		
支援物資の 受入・集積	商工振興課 観光交流課 農政課	市体育館	陸上競技場 市民交流センター	
広 域 応 援 部 隊	自衛隊	演習場 渉外課	市民会館 陸上自衛隊各駐屯地	馬術スポーツセンター 浄化センター
	緊急消防 援助隊	消防本部	消防本部 馬術スポーツセンター	浄化センター
	県応援班 DMAT	健康推進課 救急医療課	救急医療センター （保健センター）	
	広域緊急援助隊、 警察	くらしの 安全課	市民会館	
ヘリポート	演習場渉外課	東グラウンドB	東グラウンドA 東山青少年広場	
		御殿場地区広場 （パレットごてんば）		
		御殿場中学校グラウンド		
		南グラウンド（運動場）		
		富士岡公園		
		友愛パーク原里		
		玉穂地区東広場		
		陸上競技場		
		丸尾パーク		
		高根ふれあい広場		
		遊 RUN パーク玉穂		
		富士山エコパーク焼却センター 多目的広場		
国立駿河療養所				
遺体の安置	市民課	市民会館（ホール棟）、 協定締 結した葬儀会社、斎場（霊安室）		
ボランティアセンター	市民協働課	市民交流センター		
避 難 地 避 難 所	支 部	避難地設置場所一覧表参照	浄化センター、樹空の森、けやき かん、市民会館、市体育館、御殿 場中学校、西中学校、高根中学校	
救 護 所	健康推進課 救急医療課	救護所設置場所一覧表参照		

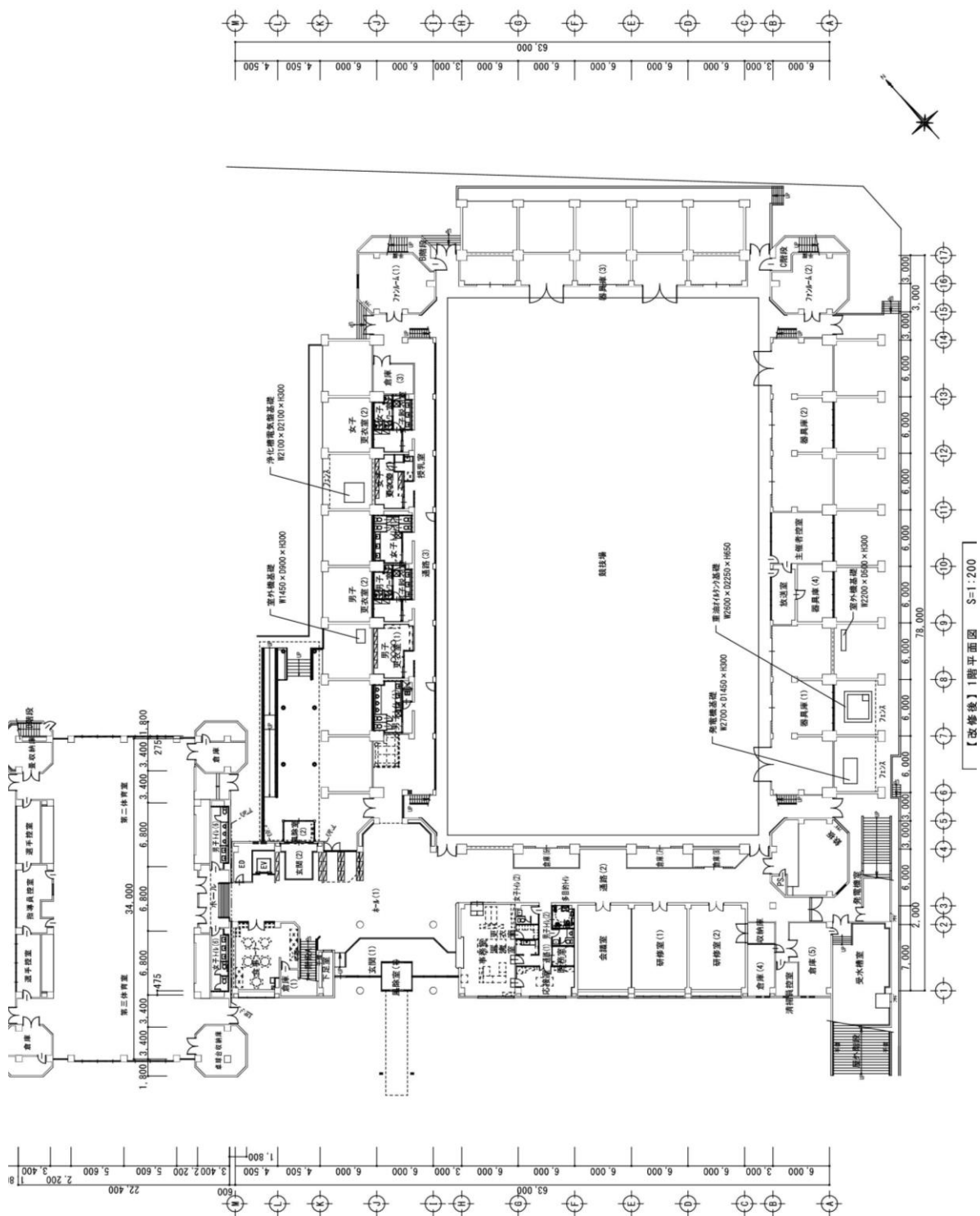
\* 合同本部が設置される場合は、東館内に設置する。

\* 広域応援部隊への受入施設は国立中央青少年交流の家、YMCA東山荘、みくりや会館とする。

物資集積場所

施設名	所在地	無線 ID	備考
市体育館	茱萸沢 658-4	219	陸上競技場にヘリポート開設

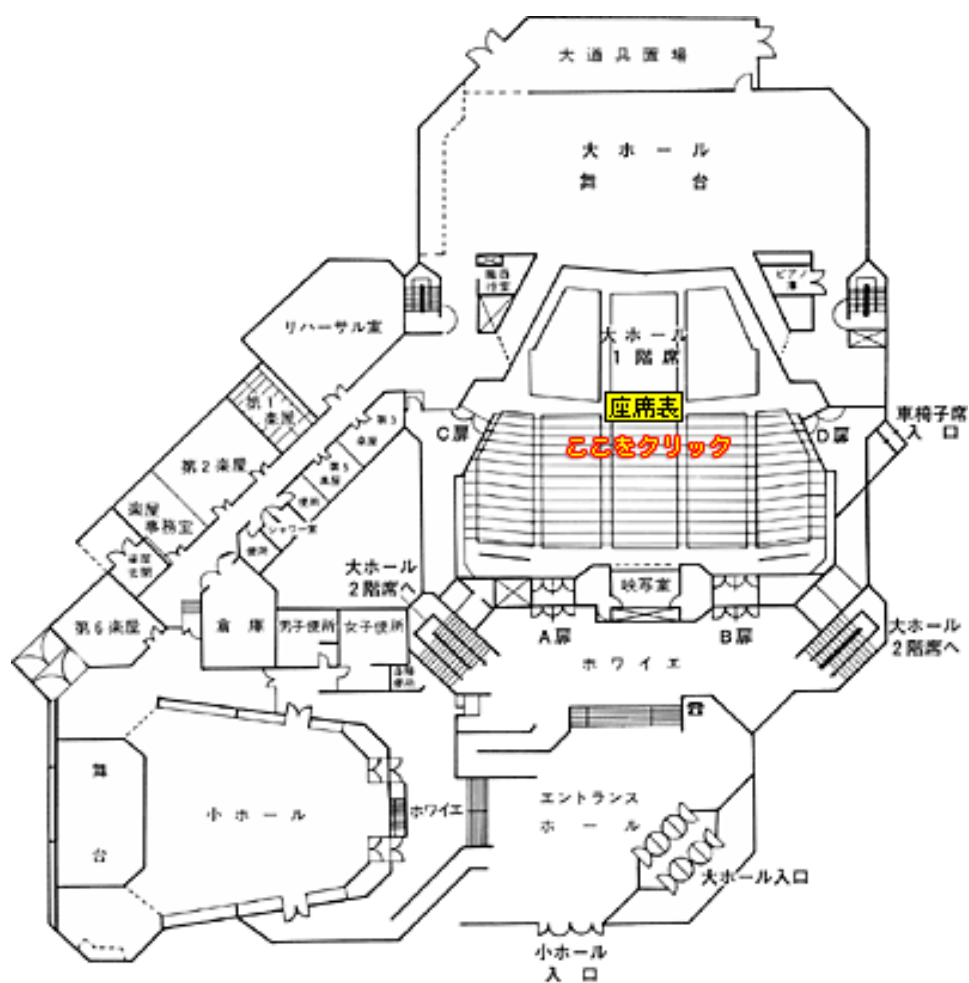
施設見取り図 (1F)



## 自衛隊集結地

施設名	所在地	無線 ID	備考
市民会館	萩原 183-1	218	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ ヘリポート設置可</li> <li>○ 予備集結地</li> <li>・馬術・スポーツセンター （時の栖グラウンド）</li> <li>・陸上自衛隊駐屯地</li> </ul>

## 施設見取り図



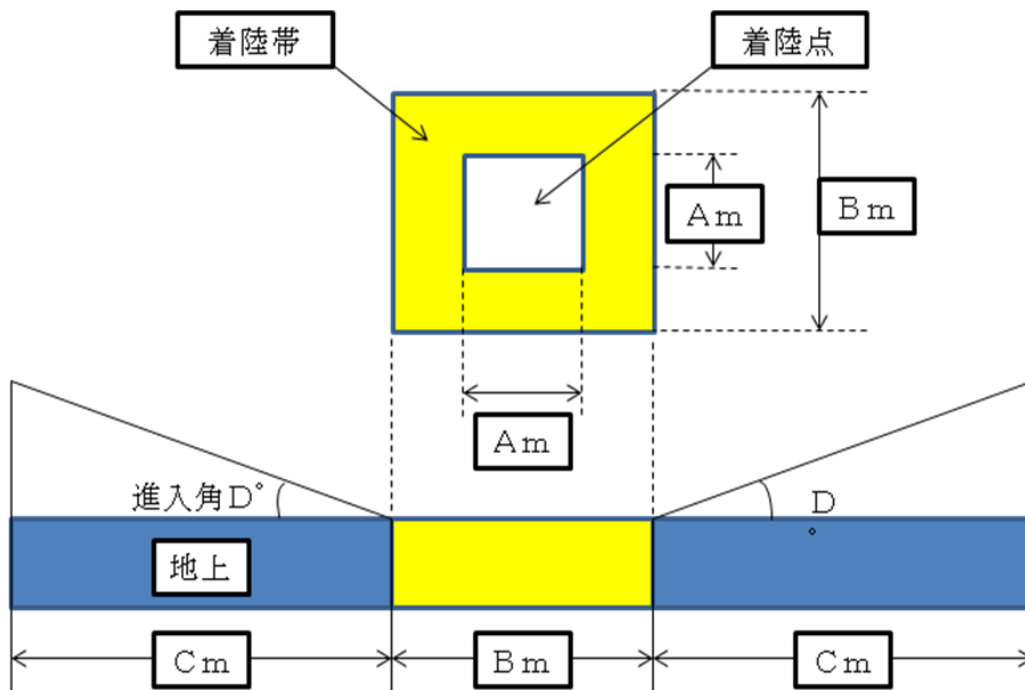
防災ヘリポート一覧表

ヘリポート施設名	所在地	管理者	電話番号	無線 ID	機種別	照明高	広さ
(予備) 東運動場 (A)	深沢 259-1	御殿場総合サービス(株)	—	—	大型機	20m	93m×104m
東運動場 (B)	//	//	—	—	中型機	—	40m×109m
御殿場地区広場 (パレットごてんば)	東田中 329-1	御殿場地区広場 管理運営委員会	—	—	//	25m	68m×105m
御殿場中学校グラウンド	萩原 364	教 育 長	82-0356	251	大型機	—	70m×100m
南運動場	杉名沢 664-1	御殿場総合サービス(株)	—	—	//	18m	79m×121m
富士岡公園	大坂 10-2-2	//	—	—	//	—	100m×150m
友愛パーク原里	永塚 376	(一社) 原里愛郷振興協会	—	—	//	26m	80m×130m
玉穂地区東広場	茱萸沢 819	(一社) 玉穂報徳会	—	—	中型機	20m	70m×130m
御殿場市陸上競技場	茱萸沢 658-4	御殿場総合サービス(株)	88-1428	—	大型機	25m	110m×130m
丸尾パーク	印野 1383-6	(一社) 印野郷土振興協会	—	—	中型機	20m	64m×100m
高根ふれあい広場	山之尻 628	高根ふれあい広場・中郷館 管理運営委員会	—	—	大型機	35m	100m×170m
(予備) 東山青少年広場	東山 1082-25	日本YMCA同盟	—	—			
遊 RUN パーク玉穂	中畑 2 1 1 2	(一社) 玉穂報徳会	—	—	中型機	—	40m×60m
富士山エコパーク焼却センター 多目的広場	板妻 862-15	御殿場市・小山町広域行政組合	—	—	中型機	—	40m×70m
国立駿河療養所	神山 1915	国立駿河療養所	87-1711	-	大型機	-	85m×73m



## ヘリポートの具備すべき条件

## 1 離着陸場の基準（着陸のための最小限所要地積）



機種		標準	応急	追加搭乗人員
小型 (OH-6)	A	5 m		2名
	B	30 m	20 m	
	C	450 m		
	D	10°	15°	
中型 (OH-1)	A	10 m		2名
	B	40 m	27 m	
	C	450 m		
	D	10°	15°	
中型 (UH-1)	A	6 m		10名
	B	36 m	30 m	
	C	450 m		
	D	8°	14°	
中型 (UH-60)	A	12 m		11名
	B	40 m	34 m	
	C	450 m		
	D	8°	12°	
大型 (CH-47)	A	20 m		55名
	B	100 m	70 m	
	C	450 m		
	D	6°	8°	

ア 重荷重状態になるほど進入角は浅くする必要がある（積載重量に影響を受ける。）

イ 上記の表内基準は、気温・湿度・風向・高度等天候の条件により変動する。

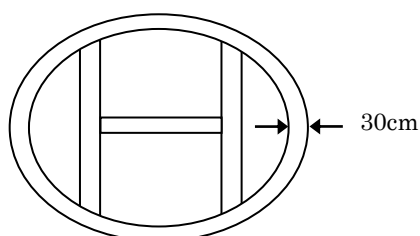
ウ 不整地等において着陸点を選定する場合、着陸帯においてはローターの回転面下の草木、着陸点においては、スキッド間隔及び長さの部分、又は車輪間隔及び前・後車輪間の長さの部分の整地が必要である。

## 2 地表面

- (1) 舗装された場所が最も望ましい。
- (2) グランド等の場合、板、トタン、砂塵等が巻き上がらないよう措置すること  
(地表面が乾燥している場合は、砂塵の巻き上げ防止のため十分な散水を行う)。
- (3) 草地の場合は、硬質低草地であること。

## 3 着陸点

着陸点のほぼ中央に石灰等で直径 10m の正円を描き、中央に H と記す。



## 4 着陸帯付近（着陸点中央からなるべく離れた地点で地形、施設等による風の影響の少ない場所）に吹き流し、または旗をたてる。

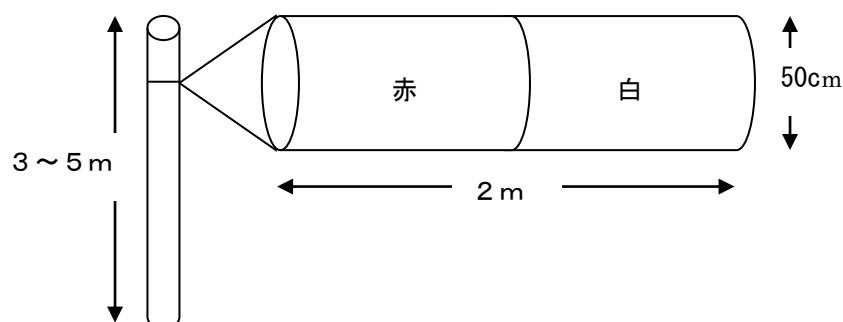
- (1) 布製
- (2) 風速 25m/秒程度に耐えられる強度

## 5 救急車等、車両の出入の便がよい場所であること。

## 6 電話等、通信手段の利用が可能であること。

## 7 離着陸地帯にみだりに人が近づかないよう配慮すること。特に、ヘリコプターのテールローターには、注意がおろそかになる傾向があるので、機体の尾部には絶対に近づかないよう配慮する必要がある。

## 8 安全監視員を配置する。



## 避難地設置場所一覧

	施設名称	所在地	電 話	避難区域
1	御殿場高等学校	御殿場192-1	82-0111	御殿場、西田中、深沢、栢ノ木
2	御殿場小学校	萩原361-1	82-0100	萩原、二枚橋、西田中
3	南中学校	萩原1327	83-8434	永原
4	御殿場南小学校	川島田580	82-0911	森之腰、川島田（稲谷）、新橋（駅周辺）
5	御殿場南高等学校	新橋1450	82-1272	新橋（駅東）、二の岡
6	鮎沢公民館	新橋351	83-5284	鮎沢
7	YMCA東山荘	東山1052	83-1133	東山、二の岡
8	東山青少年広場	東山1082-25	—	東山
9	馬車道公園	二枚橋38-1	—	湯沢、二枚橋
10	東小学校	西田中310	83-0415	御殿場、西田中、深沢、東田中、東山
11	東田中富士見公園	東田中1丁目19-23	—	東田中
12	二の岡地区 コミュニティ供用施設	二の岡1丁目3-15	83-4966	二の岡
13	中央公園	萩原754-5	82-4236	新橋、萩原、西田中、茱萸沢下
14	御殿場愛郷報徳会館	仁杉255-2	89-4136	仁杉、北久原
15	竈幼稚園	竈154-1	83-4144	竈、沼田、萩蕪
16	富士岡小学校	中山161	87-1006	中山下、中山上、二子、中清水
17	富士岡中学校	中山825-1	87-1122	大坂、中山下、風穴
18	神山小学校	神山478-2	87-0030	神山、高内、尾尻、町屋、富士見原
19	神山地区生涯学習センター	神山416-2	87-2055	高内、尾尻
20	駒門地区児童厚生体育施設	駒門471	87-0963	駒門
21	原里小学校	川島田1902	89-0458	保土沢、永塚、北畑、大沢
22	原里中学校	川島田1363-1	89-0338	川島田、北畑、大沢、杉名沢、神場
23	森之腰幼稚園	川島田451-3	82-2593	森之腰、川島田
24	原里西幼稚園	板妻101-6	89-2118	板妻
25	朝日小学校	川島田84-1	84-0188	杉名沢、川島田、森之腰、矢崎
26	富士伊豆農協 御殿場地区本部	茱萸沢5	82-2800	茱萸沢上、湯沢
27	玉穂第1保育園	茱萸沢1322-1	82-0841	茱萸沢下
28	玉穂小学校	中畑441	89-0545	中畑北、中畑東、中畑南、茱萸沢下、茱萸沢上
29	中畑西地区 コミュニティ供用施設	中畑1777	89-3948	中畑西、川柳
30	印野小学校	印野1710	89-2533	印野全地域
31	高根小学校	塚原38-5	82-1003	塚原、六日市場、美乃和、清後、山之尻、古沢
32	高根第2保育園	上小林431-1	89-3633	柴怒田、上小林、水土野

\* 7は避難所、8、9、11、13は避難地、それ以外は避難地・避難所

\* 地震の際は14の予備避難所を早期に検討する。

\* 火山防災の避難所は、「火山災害対策編」第2章第3節避難計画において示す。

\* 他市町村からの避難者の受け入れに際しては、本市の避難者の状況等を確認し、受入避難所を選定する。

\* 避難所予備施設（浄化センター、樹空の森、けやきかん、市民会館、市体育館、御殿場中学校、西中学校、高根中学校）

災害時の要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定  
(市内各福祉施設と私立保育園)

No.	協定先	協定対象施設名	所在地	電話	FAX
1	(福)大東会	神山認定こども園	神山 1692-4	87-1586	87-3168
2	(福)若葉会	萩原保育園	萩原 477-11	83-8338	84-2416
3	(福)双葉会	双葉保育園	保土沢 500-3	89-2590	89-2590
4	(福)すみれ福祉会	すみれこども園	竈 1233-1	83-4341	83-4341
5	(福)雲柱社	高根学園保育所	西田中 402-8	82-0539	82-0583
6-1	(福)富岳会	富岳保育園	大坂 362-4	87-2550	87-2634
6-2		富岳学園	大坂 361-1	87-0717	87-0815
6-3		富岳の園	神山 1925-1148	87-0167	
6-4		アークビレッジ富岳	神山 1925-1148	87-0167	
6-5		富岳の郷	神山 1940-7	87-3198	
6-6		オレンジシャトー富岳	神山 1925-1193	87-5550	87-5553
7	(福)野菊寮	野菊寮	中畑 1798	89-1421	
8	(福)武蔵野会	さくら学園	川島田 1976	89-0789	
9	御殿場十字の園	御殿場十字の園	深沢 1465-1	83-1999	82-5189
10-1	(福)博友会	白雪	川島田 270	82-7601	82-7670
10-2		すすらん	上小林 1527-19	78-7900	88-2515
11-1	(社)飛翔の会	やまいも工房	保土沢 1157-615	80-3600	80-3611
11-2		やまいも印刷	保土沢 1080-78	88-5517	80-0555
12	NPO法人すぎな	むつみ作業所	山尾田 156-13	82-6478	82-6478

※ 上記の内保育園では要介護者の受け入れは行わない。(福祉避難所ではない)  
11と12はその施設を利用している者についてのみ災害時に受入を行う。

災害時に特別支援学校を避難所として使用することに関する覚書

No.	協定先	協定対象施設名	所在地	電話	FAX
1	静岡県立 御殿場特別支援学校		神山 1553-3	87-8200	

## 避難所別福祉避難所

No.	避難所（施設名称）	電 話	知的障害者（重症心身障害児者）	高齢者、身体・精神障害者、難病患者
1	御殿場高等学校	82-0111	富岳の郷	御殿場十字の園
2	御殿場小学校	82-0100	富岳の郷	御殿場十字の園
3	南中学校	83-8434	富岳の郷	白雪
4	御殿場南小学校	82-0911	富岳の園	白雪
5	御殿場南高等学校	82-1272	富岳の園	すずらん
6	鮎沢公民館	83-5284	富岳の郷	御殿場十字の園
7	YMCA東山荘	84-7942	富岳の郷	御殿場十字の園
10	東小学校	83-0415	富岳の郷	御殿場十字の園
12	二の岡地区コミセン	83-4966	富岳の郷	御殿場十字の園
14	御殿場愛郷報徳会館	89-4136	野菊寮	すずらん
15	竈幼稚園	83-4144	富岳の郷	オレンジシャトー富岳
16	富士岡小学校	87-1006	富岳の郷	オレンジシャトー富岳
17	富士岡中学校	87-1122	富岳の郷	オレンジシャトー富岳
18	神山小学校	87-0030	富岳の園	オレンジシャトー富岳
19	神山地区生涯学習センター	87-2055	富岳の園	オレンジシャトー富岳
20	駒門地区児童厚生体育施設	87-0963	富岳の園	オレンジシャトー富岳
21	原里小学校	89-0458	さくら学園	白雪
22	原里中学校	89-0338	さくら学園	白雪
23	森之腰幼稚園	82-2593	さくら学園	白雪
24	原里西幼稚園	89-2118	さくら学園	白雪
25	朝日小学校	84-0188	さくら学園	白雪
26	富士伊豆農協 御殿場地区本部	82-2800	野菊寮	すずらん
27	玉穂第1保育園	82-0841	野菊寮	すずらん
28	玉穂小学校	89-0545	野菊寮	すずらん
29	中畑西地区コミセン	89-3948	野菊寮	すずらん
30	印野小学校	89-2533	野菊寮	オレンジシャトー富岳
31	高根小学校	82-1003	さくら学園	すずらん
32	高根第2保育園	89-3633	さくら学園	すずらん

\*全ての福祉避難所が開設された場合の基準を示したもので、確定ではありません。

\*8、9、11、13は、避難地のみで避難所を兼ねていないため記載していません。

## 災害における多量の危険物仮貯蔵が想定される施設の灯油等保管状況 (R3.12)

	避難所	油種	数量	貯蔵方法		灯油以外の 暖房器具	石油ストーブ		電話番号	
							小型	大型		
高校	御殿場高校	○	灯油	990	内貯		ガス暖房	10	2	82-0111
	御殿場南高校	○	灯油	30	内貯	ポリ缶	ガス暖房		3	82-1272
	駒場学園		灯油	200	内タ					89-5640
中学校	御殿場中学校		灯油	900	内貯	20ℓ×25缶		28	4	82-0356
	南中学校	○	灯油	380	内貯	20ℓ×15缶		28	4	83-8434
	富士岡中学校	○	灯油	700	内貯	20ℓ×27缶		34	4	87-1122
	原里中学校	○	灯油	481	内貯	18ℓ・20ℓ×20缶程		30	3	89-0338
	西中学校		灯油	490	内タ	タンクからポリ缶に小分け		24	3	89-0543
	高根中学校		灯油	144	内貯	18ℓ×8缶	エアコン(ガス)	3	4	82-1029
小学校	御殿場小学校	○	灯油	360	内貯	20ℓ×18缶	1棟以外エアコン(ガス)	15	4	82-0100
	東小学校	○	灯油	490	内タ	タンクからポリ缶に小分け		38	4	83-0415
	南小学校	○	灯油	490	内タ	タンクからポリ缶に小分け		43		82-0911
	富士岡小学校	○	灯油	190	内貯	10ℓ×19缶		25	4	87-1006
	神山小学校	○	灯油	120	内貯	20ℓ×6缶	2棟エアコン(ガス)	16		87-0030
	原里小学校	○	-	-	-	-	エアコン(ガス)	0	0	89-0458
	朝日小学校	○	灯油 ガソリン	640 60	内貯	20ℓ×20缶		33	2	84-0188
	玉穂小学校	○	灯油	188	内貯	20ℓ×4缶、18ℓ×6缶	エアコン(ガス)		4	89-0545
	印野小学校	○	灯油	180	内貯	20ℓ×9缶		4	4	89-2533
	高根小学校	○	灯油	500	内貯	20ℓ×16缶		19		82-1003
	上小林分校		灯油	90	内貯	18ℓ×5缶		1		89-3632
	幼稚園	御殿場幼稚園		灯油	480	内貯	20ℓ×12缶	ガスストーブ・エアコン	8	
富士岡幼稚園			灯油	180	内貯	20ℓ×9缶	ガスストーブ・エアコン	8		87-0642
竜幼稚園		○	灯油	120	内貯	20ℓ×6缶	ガスストーブ・エアコン	3		83-4144
原里幼稚園			灯油	162	内貯	18ℓ×9缶	ガスストーブ・エアコン	7		89-0766
原里西幼稚園		○	灯油	140	内貯	20ℓ×7缶		8		89-2118
玉穂幼稚園			灯油	200	外タ	タンクからポリ缶に小分け		7		89-2226
森之腰幼稚園		○	灯油	156	内貯	18ℓ×2缶・20ℓ×6缶	ガスストーブ	5		82-2593
マリア幼稚園		灯油 灯油	430 450	外タ 外タ	タンクと別に20ℓ×1缶	床暖房・エアコン	1		84-1215	
保育園	東保育園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			82-0651
	西保育園		灯油	20	内貯	20ℓ×1缶		1		82-0530
	原1保育園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			82-0098
	原2保育園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			89-0979
	玉1保育園	○	灯油	18	内貯	18ℓ×1缶	エアコン(ガス)	1		82-0841
	玉2保育園		灯油	450	外タ	タンクと別に18ℓ×2缶	床暖房(ガス)	3		89-0098
	高1保育園		-	-	-	-	ガスストーブ			82-0086
	高2保育園	○	灯油	450	外タ	タンクと別に20ℓ×4缶	エアコン(ガス)	3		89-3633
	印野認定こども園		-	-	-	-	エアコン(ガス)			89-1694
	萩原保育園		灯油	187	外タ		エアコン			83-8338
	みなみ保育園		-	-	-	-	ガスストーブ	-		83-7110
	富岳保育園		灯油	405	外タ		エアコン			87-2550
	神山認定こども園		-	-	-	-	エアコン	-	-	87-1586
	双葉保育園		-	-	-	-	エアコン	-	-	89-2590
とらのこ保育園		-	-	-	-	エアコン	-	-	88-0223	
高根学園		-	-	-	-	エアコン	-	-	82-0539	

## 応急仮設住宅建設候補地

No.	施設名	所在地	敷地面積 (㎡)	建設可能 戸数(戸) (P無)	建設可能 戸数(戸) (P有)	既存P 台数 (台)	新設P 台数 (台)	消防 庁へ り 臨時 離着 陸場
	管理者							
1	東運動場 (A)	深沢 295-1	9,672	92	92	0	92	
	御殿場総合サービス㈱							
2	東運動場 (B)	深沢 295-1	4,360	30	30	0	30	
	御殿場総合サービス㈱							
3	御殿場地区広場 * (パレットごてんば)	東田中 345-4	14,079	90	90	24	70	○
	御殿場地区広場管理運営委員会							
4	南運動場	杉名沢 664-1	17,902	122	122	88	55	
	御殿場総合サービス㈱							
5	富士岡公園 *	大坂 10-2-2	15,000	80	80	40	45	○
	御殿場総合サービス㈱							
6	友愛パーク原里 *	永塚 376	31,062	114	114	214	0	○
	(社) 原里愛郷振興協会							
7	玉穂地区東広場 *	茱萸沢 819	9,100	72	72	78	0	
	(社) 玉穂報徳会							
8	丸尾パーク	印野 1383-6	33,457	148	148	231	0	
	(社) 印野郷土振興協会							
9	高根ふれあい広場 *	山之尻 628	17,000	168	168	100	68	○
	高根ふれあい広場中郷館管理運営委員会							
10	高根西ふれあい広場	上小林 662	40,037	90	90	90	0	
	高根ふれあい広場中郷館管理運営委員会							
11	遊RUNパーク玉穂	中畑 2112	94,031	124	124	0	124	
	(社) 玉穂報徳会							
	計		285,700	1,130	1,130	865	484	
	備考		10 以外は市の防災ヘリポートとしても指定 施設名の後の*は、グラウンドが調整池兼用の施設					

## 公共建物標示

## 1 建物等の標示方法

(1) 対象等 次項に示す公共建物番号等標示（ヘリサイン）一覧表に対応する施設

（例：市役所、公立小学校、災害拠点病院等）

ただし、標示は、市及び建物の管理者に対して義務付けや強制するものではない。

また、太陽光パネルなどの設置により表示が困難な場合は、標示しないこともできる。

(2) 標示内容

①番号の場合は、次項に示す公共建物番号等標示（ヘリサイン）一覧表の標示番号とし、建物の新設、改修、修繕、維持補修に伴う新たな標示については、文字により標示する。

②文字の場合は、次項に示す公共建物番号等標示（ヘリサイン）一覧表に対応した【施設名】を標示し、可能な限りにおいて略することができる。

略称を付す場合の参考：地元で広く使用されているもの。無理に簡略化する必要はない。

(3) 番号による標示

①左側に市町村番号を書く。（1桁又は2桁）

②ハイフオンを入れる。

③御殿場市役所を0番とする。

以降小学校番号とする。

(4) 文字による標示

①文字の天の向きは、原則として北向きとする。

②文字は、原則として横書きとする。

※ 物理的に標示することが不可能な場合は、これによらないこともできる。

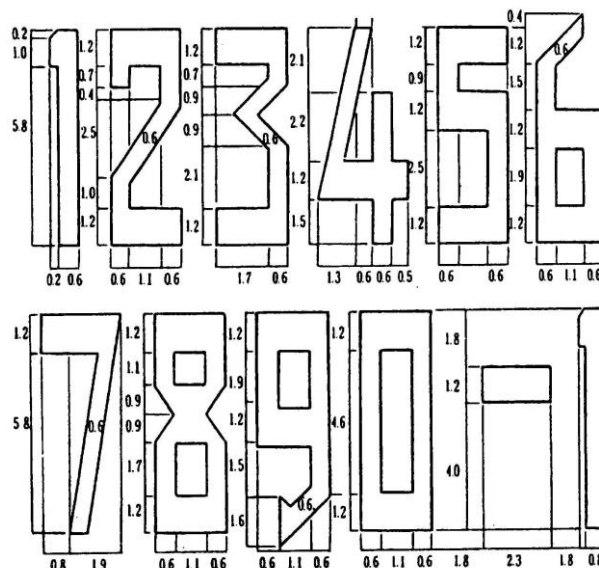
(5) 字体と規格

①白色又は黄色又はオレンジ色の塗料で標示する。

②字体は、ゴシック体とし、数字、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれか横書きとする。  
なお、背景色は原則として緑色とする。

③数字の大きさは、以下を基準とする。

単位m



④文字の大きさは、縦横各4メートル程度、文字の間隔は1メートル、線の太さは30センチメートルを基準とする。

ただし、屋上スペースが狭い場合等については、好天時、上空のヘリコプターから読み取れる範囲においてこの限りではない。（必要な場合は、航空部隊からの意見照会）文字による表示例は、以下のとおり。（識別が容易となる工夫（文字数、文字の画数など）について、積極的に実施する。



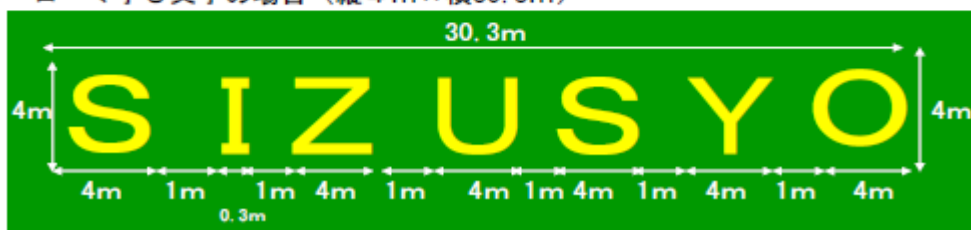
## 1 漢字3文字の場合(縦4m×横14m)



## 2 カタカナ、漢字の場合(縦4m×横14m)



## 3 ローマ字8文字の場合(縦4m×横30.3m)



## (6) 標示番号によるもの

施設名称 (標示名称)	公共建物名	所在地	緯度/経度
13-0	御殿場市役所	御殿場市 萩原 483	35.308605,138.9321855
13-1	御殿場小学校	// 萩原 361-1	35.3110879,138.934403
13-2	御殿場南小学校	// 川島田 580	35.2956264,138.9296713
13-3	富士岡小学校	// 中山 161	35.2598105,138.9198137
13-4	神山小学校	// 神山 478-2	35.2323044,138.9209573
13-5	原里小学校	// 川島田 1902	35.3008159,138.9055658
13-6	玉穂小学校	// 中畑 441	35.3164383,138.9033279
13-7	印野小学校	// 印野 1710	35.3006268,138.8753887
13-8	高根小学校	// 塚原 38-5	35.3008261,138.8425577
13-9	朝日小学校	// 川島田 84-1	35.3221397,137.3180816
13-10	東小学校	// 西田中 310	35.3162716,137.3180307

飲料水兼用耐震性貯水槽

No.	場所	手動ポンプ置場	マンホール開 閉道具	設置年月日	設置 方法	容量 m <sup>3</sup>	水道本管口 径mm	材質	設置業者	備 考
1	中央公園駐車場	駐車場横トイレ北側 倉庫内	手かぎ	H4.3.9	たて組	100	75	鋼製	カナサシ重工	手かぎ有
2	消防庁舎敷地内	消防庁舎倉庫内	手かぎ	H5.1.28	たて組	100	75	鋼製	カナサシ重工	手かぎ有
3	原里小学校 北側駐車場	原里地区 防災倉庫内	手かぎ	H6.3.25	たて組	100	75	鋼製	カナサシ重工	手かぎ有 消火栓 ハンドル有
4	玉穂小学校 西側グランド南側	南側倉庫内	手かぎ	H9.3.17	たて組	100	150	鋼製	カナサシ重工	手かぎ有
5	高根小学校 (六日市場火防隊詰所西 側)	高根防災倉庫 No.3	消火栓 ハンドル	H10.1.20	よこ組	100	150	鋼製	川崎製鉄	消火栓 ハンドル有
6	富士岡公園駐車場	マンホール内 (格納庫)	手かぎ	H11.2.15	たて組	100	150	鋼製	カナサシ重工	手かぎ無
7	神場公民館跡地	マンホール内 (格納庫)	消火栓 ハンドル	H11.3.30	よこ組	60	100	鋼製	三菱重工	消火栓 ハンドル無
8	御殿場南小学校 グランド西側	マンホール内 (格納庫)	手かぎ	H11.10.5	たて組	100	150	鋼製	カナサシ重工	手かぎ無 消火栓 ハンドル無
9	御殿場小学校 グランド東側	南側倉庫内	消火栓 ハンドル	H12.12.14	よこ組	100	200	鋼製	川崎製鉄	消火栓 ハンドル有
10	朝日小学校 東側中庭	マンホール内(格納 庫)	消火栓 ハンドル	H13.9.28	たて組	100	150	鋼製	カナサシ重工	消火栓 ハンドル無

応急給水拠点一覧表

耐震構造配水池	所在地	容量 (m <sup>3</sup> )	緊急遮断弁	水源名	取水量 (m <sup>3</sup> )	
茱萸沢第1配水池	茱萸沢 398-2	3,300	緊急遮断弁有	茱萸沢第1水源	4,032	非常用自家発電機設置
茱萸沢第3配水池	茱萸沢 843-4	4,000	緊急遮断弁有	茱萸沢第3水源	3,024	非常用自家発電機設置
				茱萸沢第7水源	2,160	
				茱萸沢第8水源	1,900	非常用自家発電機設置
仁杉配水池	仁杉 757-2	1,000	緊急遮断弁有	仁杉水源	2,016	非常用自家発電機設置
東山配水池	深沢 1979-5	1,500	緊急遮断弁有	東山第6水源	1,728	非常用自家発電機設置
二の岡配水池	東田中 4125-1	2,000	緊急遮断弁有	二の岡第2水源	1,900	非常用自家発電機設置
永塚配水池	永塚 774-3	500	緊急遮断弁有	永塚第1水源	1,512	非常用自家発電機設置
				永塚第2水源	1,008	
杉名沢配水池	竈 1984-19	800	緊急遮断弁有	杉名沢第2水源	1,339	非常用自家発電機設置
馬見塚配水池	川島田 1698-238	995	緊急遮断弁有			
滝ヶ原配水池	仁杉 1415-1	700	緊急遮断弁有	滝ヶ原水源	1,195	非常用自家発電機設置
上合配水池	中畑 951-3	900	緊急遮断弁有	北上合水源	2,002	非常用自家発電機設置
高根第1配水池	六日市場 437	2,200	緊急遮断弁有			
高根第2配水池	水土野 82-1	1,000	緊急遮断弁有	水土野水源	1,728	非常用自家発電機設置
高根第3配水池	柴怒田 1-8	1,000	緊急遮断弁有	高根第3水源	2,304	非常用自家発電機設置
沼田配水池	沼田 112-1	1,350	緊急遮断弁有	沼田水源	1,728	非常用自家発電機設置
神山配水池	神山平 3丁目 44	1,000	緊急遮断弁有	神山第2水源	1,857	非常用自家発電機設置
富士岡第2配水池	中山 589-1	800	緊急遮断弁有			
川柳配水池	中畑 2002-3	1,545	緊急遮断弁有	川柳水源	1,440	非常用自家発電機設置
小木原第1配水池	印野 2435-1	800	緊急遮断弁有	小木原第3水源	1,584	非常用自家発電機設置
夏刈配水池	永塚 164-3	3,000	緊急遮断弁有	夏刈第2水源	2,001	非常用自家発電機設置
上の山配水池	仁杉 1112	320	緊急遮断弁有			
太子山配水池	中畑 1920-20	600	緊急遮断弁有	太子山水源	1,872	非常用自家発電機設置
御胎内配水池	印野 1382-1	200	緊急遮断弁有			
計		29,510	22基		38,330	18基

## 湧水一覧表

湧水群名	所在地	湧水量 (l/秒)	湧水量 (m <sup>3</sup> /日)	備考
中清水(水神)	中清水	115	9,936	
不動尊湧水	沼田	68	5,875	
二子湧水	二子	151	13,046	
中畑湧水	中畑	4	345	
柴怒田湧水	柴怒田	57	4,924	
上小林湧水	上小林	145	12,528	
木の花名水	新橋			新橋浅間神社境内

## 溜池及び調整池一覧表

番号	名称	所在地	完成年度	形式	貯水量(m <sup>3</sup> )	管理者(現場)
1	東富士ダム	水土野	昭和46年	舗装型フィルダム	1,200,000	静岡県
2	正倉1号溜池	上小林	平成22年	コンクリート壁	980	御殿場市(土地改良区)
3	塚原小型溜池	塚原	// 11年	//	750	御殿場市
4	久保川調節池	中畑	// 12年	傾斜遮水ゲート型フィルダム	338,000	南関東防衛局
5	仁杉2号溜池	//	昭和37年	//	194	静岡県(土地改良区)
6	鍋有沢調整池	西沢	// 47年	//	2,652	御殿場市
7	中畑調整池	中畑	// 38年	舗装型フィルダム	22,000	静岡県(土地改良区)
8	滝ヶ原調整池	//	// 40年	コンクリート壁	1,312	//
9	永塚調整池	永塚	// 38年	//	600	//
10	田坪調整池	//	平成4年	//	1,312	//
11	六郎塚溜池	時の栖	昭和38年	舗装型フィルダム	65,000	//
12	印野調整池	印野	// 38年	//	74,000	//
13	時の栖溜池	時の栖	// 41年	コンクリート壁	798	//
14	本村溜池	印野	// 39年	//	1,140	//
15	保土沢1号溜池	保土沢	// 37年	//	1,000	土地改良区
16	杉名沢溜池	川島田	// 40年	//	900	//
17	板妻上溜池	板妻	平成23年	//	904	静岡県(土地改良区)
18	板妻下溜池	//	昭和39年	//	900	//
19	川尻溜池	神場	// 38年	//	750	土地改良区
20	大通溜池	//	// 38年	//	1,200	静岡県(土地改良区)
21	小山川調節池	中畑	平成20年	//	520,000	南関東防衛局
22	かまど調整池	竈	昭和35年	//	800	土地改良区
23	中山1号溜池	//	平成21年	//	1,018	静岡県(土地改良区)
24	中清水溜池	中清水	昭和36年	//	4,219	土地改良区
25	駒門小型溜池	駒門	// 33年	//	907	静岡県(土地改良区)
26	駒門調整池	//	平成15年	//	21,000	//
27	北久原調整池	北久原	昭和43年	//	2,439	御殿場市
28	六郎川調節池	中畑	平成4年	傾斜遮水ゲート型フィルダム	508,000	南関東防衛局
29	搦の木川調節池	神山外	平成23年	//	293,000	//
30	東山湖	東山	平成3年改修	傾斜遮水ゲート型	74,000	東山湖土地改良区

## 地区防災倉庫

地区	所在場所	床面積 (㎡)	
御殿場	林業会館南側	160.00	
富士岡	旧第3学校給食センター	48.26	
原里	原里小学校西側	219.50	救護所倉庫を併設
玉穂	玉穂支所敷地内	154.48	救護所倉庫を併設
印野	印野支所敷地内	150.00	
高根	高根小学校正門北側	100.00	

## 防災資機材一覧表 R 4. 4 現在 (救護所用資機材含む)

資機材名	単位	数量	備考
------	----	----	----

## ◆救出用資機材等

チェーンソー	機	1	
角スコップ	本	37	
剣スコップ	本	37	
つるはし	本	12	
斧	本	6	
鉋	本	3	
鋸	本	9	
可搬ウィンチ	台	4	
白ロープ	巻	6	
折り畳み式リヤカー	台	14	
土のう袋	袋	4,390	

## ◆避難生活用資機材

テント	張	12	
毛布	枚	<u>13,103</u>	支部防災倉庫等に分散備蓄
ブルーシート	枚	<u>5,953</u>	支部防災倉庫等に分散備蓄
間仕切り	箱	<u>150</u>	80㎡相当分
仮設トイレ(組み立て型)	基	49	バンクイック、エマーレット
簡易トイレ(簡易便座型)	基	815	支部防災倉庫等に分散備蓄
マンホールトイレ(蓋・テント)	セット	<u>39</u>	指定下水道マンホールに設置
排便等用収納袋(1箱100袋入)	箱	1,040	支部防災倉庫等に分散備蓄
ポケットティッシュ(1箱100個入)	箱	0	支部防災倉庫等に分散備蓄
トイレ用等テント	張	72	
発電機	台	<u>80</u>	
投光機	台	58	
バルーンライト	台	<u>44</u>	
コードリール	巻	38	

## ◆備蓄食糧

アルファーマ	食	104,800	支部防災倉庫等に分散備蓄
レトルトうどん	食	2,200	御殿場及び玉穂防災倉庫に分散備蓄
パンの缶詰	食	10,080	支部防災倉庫等に分散備蓄
合計	食	117,080	

## ◆防災訓練用資機材

煙体験ハウス	張	2	
スモークマシン	台	1	
訓練用水消火器	本	265	



## 6 医療救護・衛生





## 医療救護本部

本部名	所在地	電話番号	無線ID
医療救護本部長			514
医療救護本部（保健センター）	西田中 237-7	82-1111	207

## 救護病院一覧

病院名	所在地	電話番号	無線ID	病床数
富士病院	新橋 1784	83-3333	809	一般 160 床
御殿場石川病院	深沢 1285-2	83-2424	810	一般 046 床 介護 113 床
フジ虎ノ門整形外科病院	川島田 1067-1	89-7872	812	一般 168 床 療養 043 床
東部病院	茱萸沢 1180-2	89-8000	811	一般 060 床

## 救護所設置場所一覧

平成25年12月現在

救護所名	所在地	電話番号	無線ID	対象地域
第1救護所 (保健センター)	西田中 237-7	82-1111	501	御殿場地区(一部は第2、第5へ) 高根地区(一部は第5へ)
第2救護所 (御殿場南小学校)	川島田 580	82-0911	427	御殿場地区の一部 (新橋、湯沢、二の岡、鮎沢の一部、 永原) 原里地区の一部 (森之腰、川島田の一部) 玉穂地区の一部 (茱萸沢下 246 号より箱根側)
第3救護所 (原里小学校)	川島田 1902	89-0458	429	原里地区(一部は第2へ) 印野地区(一部は第5へ)
第4救護所 (富士岡小学校)	中山 161	87-1006	426	富士岡地区
第5救護所 (玉穂支所)	茱萸沢 750	89-0161	428	玉穂地区(一部は第2へ) 印野地区の一部(小木原) 御殿場地区の一部 (仁杉、北久原の一部) 高根地区の一部 (柴怒田、水土野、上小林)

救護所資機材一覧表

名 称		単位	第1 救護所	第2 救護所	第3 救護所	第4 救護所	第5 救護所	合計
災害用 医療資 機材	医師用災害時医療セット1号	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット2号	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット3号	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット4号(医薬品)	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット1号(別箱分)	式	1	1	1	1	1	5
	医師用災害時医療セット4号(別箱分)	式	1	1	1	1	1	5
	陰圧式固定用具(バキュームスプリント)	式	1	1	1	1	1	5
歯科用医療資機材 No.1		式						
歯科用医療資機材 No.2		式						
自動蘇生器		式	1	1	1	1	1	5
消毒液等		式						
血圧計セット		式	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>1</u>	<u>5</u>
診察台		台	1	1	1	1	1	5
手術台用シート		枚		4				4
簡易ベット		台	12	3	<u>2</u>	3	2	<u>22</u>
点滴台		台	2	2	2	2	2	10
洗面器		個	4	5	5	5		19
バケツ		個	5		5	5		15
はさみ		本	5	5	5	5		20
カッター		本	<u>-</u>	1	1	1	<u>1</u>	4
脱脂綿		箱	8	3	7	<u>有</u>		<u>有</u>
包帯・紙絆創膏		本		<u>25</u>		<u>有</u>	<u>有</u>	<u>有</u>
三角巾・副本				3	20	3		26
トリアージタック		枚	497	700	700	700	450	3,047
布担架		台	<u>4</u>	3	3	3	2	<u>15</u>
毛布		枚	<u>50</u>				20	<u>70</u>
机		卓	1	1	1	1	1	5
折りたたみ椅子		脚	6			6	3	15
天幕(三方幕付)		張	<u>8</u>	2	2	1	1	<u>14</u>
懐中電灯		本	3	3	3	3		12
ペンライト		本		<u>2</u>	4	4	<u>4</u>	<u>14</u>
ろ水機(浄水機)		台				1		1
受水槽(組立式1ト)		基	1			3		4
発電機 EF2800iSE		台	<u>-</u>	<u>-</u>	1	<u>-</u>	1	<u>2</u>
発電機 EF900is		台	<u>-</u>	2	2	<u>-</u>		<u>4</u>
発電機 EX900W ライト付		台	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
バルーン投光機		台	2	2	2	2	<u>2</u>	<u>10</u>
ハロゲン投光機		台	<u>1</u>			2	2	<u>5</u>
ハロゲン投光機スタンド		台	<u>1</u>			2		<u>3</u>
投光器 500W		基	<u>-</u>	1		1		<u>2</u>
コードリール30m		基	1	2	<u>2</u>	3	3	<u>11</u>
剣スコップ		本	2	2		2	2	8
乾パン(24缶入)		箱						
のぼり旗		本	6	10	8	10	10	44
ポリ缶(水用)		個	1	<u>5</u>	<u>9</u>		<u>-</u>	<u>15</u>

名 称	単位	第1 救護所	第2 救護所	第3 救護所	第4 救護所	第5 救護所	合計
電球	個		4	4	4		12
ピューラックス	本						
ゴザ	枚	3	1	3			7
組立式ベット	台				二		二
飲料水（1.5L ペットボトル6本）	箱	7	13	6	17		43
医師白衣	着			5	5		10
トリアージベスト	着	1	1	2	1	1	6
メッシュベスト	着	1	9	9	9	17	45
ブルーシート	枚	50	60		60	60	230
折りたたみ式リヤカー	台	1	1	1	1	1	5
非常用簡易トイレ車椅子用	台	1	1	1	1	1	5
コンパクト酸素 酸素 DT 型	個	1	1			1	3
<u>つなぎ防護服（100枚入り）</u>	<u>枚</u>			<u>1</u>			<u>1</u>

## し尿処理施設一覧表

施設名	所在地	無線 ID	処理能力
御殿場市小山町広域行政組合 衛生センター	中丸 19	227	140k / 日

## し尿処理業者一覧表

業者名	所在地	電話番号	車両台数
高森商事(株)	竈 498-2	82-1911	11
(株)御殿場衛生社	永塚 513-3	89-1777	6
(株)東海衛生	東田中 677-7	82-0526	5

## ごみ処理施設一覧表

区分	施設名	所在地	無線 ID	処理能力
可燃物	焼却センター	板妻 862-15	228	143 t / 日
不燃物	最終処分場	神場 2536-26	—	



## 7 災害救助法関連



## 災害救助法の適用基準（災害救助法施行令第1条第1号から第4号）

区 分	内 容
1号適用	市内の滅失世帯数が「80世帯」に達したとき
2号適用	被害が広範囲にわたり、県下の滅失世帯の総数が「2,500世帯」以上に達し、かつ、市内の滅失世帯が「40世帯」以上に達したとき
3号適用	<p>ア 被害が県下全域に及び災害で、県下の住家の滅失世帯数が「12,000世帯」以上に達した場合で、市内の被害世帯が「多数」であるとき 「多数」とは、概ね5世帯以上とし、市の被害状況が特に援助を要する状態にあると判断されたとき</p> <p>イ 災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、しかも「多数の世帯」の住家が滅失したとき 「特別の事情」とは次の2つの場合 ① 食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とする場合 ② 被災者の救出に特殊の技術を要する場合</p>
4号適用	<p>多数の者が生命又は身体に危険を受け、又は受けるおそれが生じたとき ①多数の者が避難して継続的に救助を必要とする場合 ②被災者に対する食品、生活必需品の給与に特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊の技術を必要とする場合</p>

## 被害報告の区分と内容

	状 況	報 告 先	報 告 の 内 容	方 法	報 告 時 期
発生報告	災害救助法の適用が明らか、もしくは法適用が見込まれる場合	県東部方面本部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生の日時及び地域名</li> <li>・災害の原因</li> <li>・調査班の派遣状況</li> <li>・発生時の被害状況</li> <li>・法適用の有無</li> <li>・既にとった措置及びとろうとする措置</li> </ul>	<p>【迅速に】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話</li> <li>・FAX</li> <li>・無線</li> </ul>	発生後可及的速やかに報告
中間報告	災害救助法適用後	御殿場健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生報告の内容の変更</li> <li>・救助の種類別実施状況（日報）</li> </ul>	<p>【具体的に】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話</li> <li>・FAX</li> <li>・文書</li> </ul>	法適用後、救助の実施期間中毎日報告
確定報告	災害救助法による応急救助が完了後	御殿場健康福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況の確定報告及び災害救助費の概算所要額等</li> <li>・その他必要と認められる全般的な内容</li> </ul>	<p>【正確に】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書</li> </ul>	応急救助が完了した後、できる限り早い時期

## 応急救助事務早見表

救助の種類	対象	費用の限度額				期間	備考				
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費：1人1日当り320円以内 (加算額) 冬季：別に定める額を加算  高齢者等の要援護者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。				災害発生から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上料又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上				
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊・全焼又は流失し、居住する住家がない者で、自らの資力では住宅を得ることができない者	(規格) 1 戸当たり平均 29.7 m <sup>2</sup> (9坪)を基準とする。 (限度額) 1 戸当たり 2,621,000 円以内 (集会所施設) 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)				災害発生日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7m <sup>2</sup> 、2,621,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。				
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流出、床上浸水で炊事ができない者	1日1人当り1,080円以内				災害発生日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額内であればよい。(1食は1/3日)				
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費				災害発生日から7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上				
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月) 冬季(10月~3月)の季別は災害発生日をもって決定する。		2 下記金額の範囲内		災害発生日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯			4人世帯	5人世帯	6人以上1人増す毎に加算	
		全壊 全焼 流出	夏	18,300	23,500			34,600	41,500	52,600	7,700
			冬	30,200	39,200			54,600	63,800	80,300	11,000
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,000			12,000	14,600	18,500	2,600
冬	9,700		12,600	17,900	21,200	26,800	3,500				



救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2 病院・診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 567,000円以内	災害発生日から1ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,200円 中学校生徒 4,500円 高等学校等生徒 4,900円	災害発生日から(教科書)1ヶ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 208,700円以内 小人(12歳未満) 167,000円以内	災害発生日から10日以内	災害発生日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する措置(埋葬を除く)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり3,400円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり5,300円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存用にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 134,300円以内	害発生日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、市長は県知事に要請し、県知事は厚生労働大臣と協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## ○御殿場市災害見舞金支給要綱

平成5年4月1日  
告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金を支給することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨、洪水、地震、がけ崩れその他異常な自然現象並びに爆発及び火災により、市内において被害が生ずることをいう。

2 この要綱において「市民」とは、災害により被害を受けたとき、本市に住所を有していた者をいう。

(災害見舞金の支給)

第3条 災害見舞金は、次に掲げる額を支給するものとする。

(1) 死亡した者1人に対する災害見舞金の額は、次に掲げる区分によるものとする。

ア 死亡者がその遺族の生計を主として維持していた場合 10万円

イ ア以外の場合 5万円

(2) 住居に対する災害見舞金の額は、別表に定める住居の被害程度の認定基準に応じ、次の区分によるものとする。

ア 全焼、全壊又は流失 6万円

イ 半焼又は半壊 3万円

ウ 床上浸水 2万円

2 前項第1号については、御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年御殿場市条例第53号。以下「条例」という。)第4条の規定を準用する。

3 第1項第2号に規定するもののうち、寄宿舍、下宿等(集合住宅等を除く。)に単身で居住している者については、当該各号に定める金額の2分の1の額を支給する。

(支給の制限)

第4条 市長は、次の各号の一に該当する場合は、災害見舞金を支給しない。

(1) 被害を受けた者が、条例第3条及び第9条の適用を受ける場合

(2) 災害が当該世帯員又は当該死亡若しくは負傷した者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(3) 特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第5条 市長は、災害見舞金を支給するときは、必要な事項を調査し、支給するものとする。この場合において、医師の診断書その他資料の提出を求めることができる。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

## 住居の被害程度の認定基準

被害区分	認定基準
全焼、全壊又は流失	1 損失部分の床面積が、当該住居の延べ面積の10分の7以上に達した程度のもの 2 住居の主要構造部の被害額が、当該住居の時価の10分の5以上に達した程度のもの 3 被害住居の残在部分に補修を加えても再び住居として使用できないもの
半焼又は半壊	1 損失部分の床面積が、当該住居の延べ面積の10分の2以上10分の7未満のもの 2 住居の主要構造部の被害額が、当該住居の時価の10分の2以上10分の5未満のもの 3 被害住居の残在部分を補修すれば、元どおり使用できる程度のもの
床上浸水	浸水が当該住居の床上以上に達し、又は土砂・竹木のたい積等により、一時的に居住することができない状態となったもの

## ○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月15日

条例第53号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 市民 災害により被害を受けた当時、市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が令第1条に規定する災害(以下第5条から第7条まで、第9条及び第10条において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項に規定する遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同じ居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対して支給した災害弔慰金は、全員に対し支給したものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号の一に該当する場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不当と認めた場合

(報告等)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給について遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。  
(災害障害見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市長は、令第3条に規定する災害(次条において「災害」という。)により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の貸付け限度額)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

(償還及び貸付条件等)

第14条 災害援護資金の貸付金(以下「貸付金」という。)の償還期間は、貸し付けた月の翌月から起算して10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

2 償還方法は、元利均等年賦償還によるものとする。ただし、期限前であっても貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

3 貸付金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除きその利率を年3パーセントとする。

4 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、市内に住所を有し、償還能力があると市長が認める者1人を保証人として定めなければならない。

(償還免除等)

第15条 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶与については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年6月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年4月1日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和53年6月26日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月18日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和57年12月24日条例第48号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年6月20日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成5年3月16日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則(平成23年12月7日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

## ○御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月10日

規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年御殿場市条例第53号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(災害弔慰金の支給手続等)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行う。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第2条の2 市長は、本市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

(災害障害見舞金の支給手続等)

第3条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行う。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

第3条の2 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書を提出させるものとする。

(災害援護資金の借入申込み)

第4条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第1号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書とその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第5条 市長は、借入申込書の提出があったときは、速やかにその内容を検討のうえ当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行う。

(貸付けの決定)

第6条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び

償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第2号)を借入申込者に交付する。

- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第3号)を当該借入申込者に交付する。

(借用書の提出)

- 第7条 前条第1項の災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第4号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。

(貸付金の交付)

- 第8条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付する。

(償還の完了)

- 第9条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還する。

(繰上償還の申出)

- 第10条 繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書(様式第5号)を提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

- 第11条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還金支払猶予申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が認める事項を記載した災害援護資金支払猶予承認通知書(様式第7号)を当該借受人に交付する。

- 3 市長は、支払いの猶予を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金支払猶予不承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付する。

(違約金の支払免除)

- 第12条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した災害援護資金違約金支払免除申請書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した災害援護資金違約金支払免除承認通知書(様式第10号)を当該借受人に交付する。

- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金違約金支払免除不承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付する。

(償還免除)

- 第13条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第12号)を提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第13号)を当該償還免除申請者に交付する。

- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第14号)を当該償還免除申請者に交付する。

(督促)

- 第14条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行する。

(氏名又は住所の変更等)

- 第15条 借受人は、保証人について氏名又は住所等借用書に記載した事項に異動を生じた場合は、速やかに氏名等変更届(様式第15号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出なければならない。

(委任)

- 第16条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。



附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(平成5年3月25日規則第15号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、改正前の御殿場市災害弔慰金の貸付けに関する条例施行規則の規定により定めた申請書等は、当分の間、使用できるものとする。

○御殿場市り災証明書交付要綱

平成12年4月1日

告示第59号

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けたものに対し、り災証明書(以下「証明書」という。)を交付することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定めるものをいう。

(交付対象)

第3条 証明書は、災害により被害を受けた市内の土地及び建物の所有者又は使用者に交付する。

(証明書の申請)

第4条 証明書の交付を受けようとする者は、り災証明申請書(以下「証明願」という。様式第1号)に、り災状況が判断できる写真を添えて、市長に提出しなければならない。

(証明書の交付)

第5条 市長は、前条に定める証明願の提出があったときは、これを審査し、相当と認めるときは、り災証明書(様式第2号)を交付するものとする。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

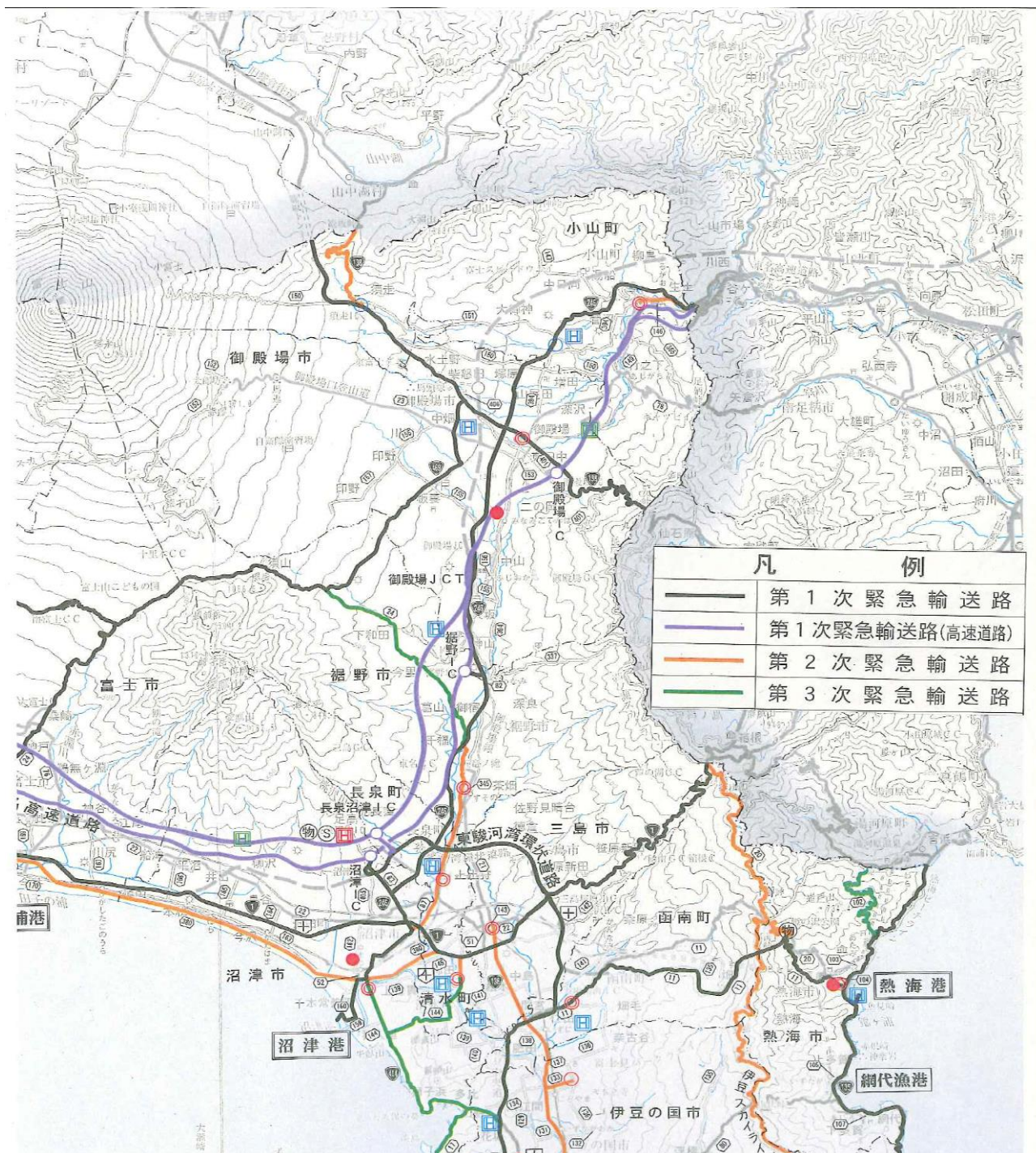
附 則

この告示は、公示の日から施行する。

## 8 交通・輸送



静岡県緊急輸送路図（平成26年6月）



御殿場市が管理する緊急輸送路			
番号	路線名	起点	終点
1	市道 0104 号線	御殿場市仁杉 732-1 地先	御殿場市中畑 155-2 地先
2	市道 0108 号線	御殿場市茱萸沢 726-3 地先	御殿場市萩原 992-115 地先
3	市道 5317 号線	御殿場市萩原 997-1 地先	御殿場市萩原 1108-5 地先
4	市道 0109 号線	御殿場市東田中 1025-5 地先	御殿場市新橋 488-1 地先

## 緊急通行車両の事前届出手続

(県警察本部)

指定行政機関等が行う災害応急対策の迅速化及び発災後の確認手続きの効率化に資するため、緊急通行車両の事前届出を推進するものとする。

## 1 事前届出手続き

事前届出対象車両は次のいずれにも該当する車両であること。また、車両使用の本拠地は県内とする。

- (1) 指定行政機関等が所有し、若しくは指定行政機関等が契約により常時指定行政機関等の活動のために専用で使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。
- (2) 大規模地震対策特別措置法第 21 条に定める地震防災応急対策に係る緊急輸送又は災害対策基本法第 50 条に定める災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。

## 2 届出の方法

- (1) 警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両事前届出書により届け出る。
- (2) 緊急通行車両を使用する指定行政機関等の所在地を管轄する警察署交通課に提出する。

## 3 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）の交付

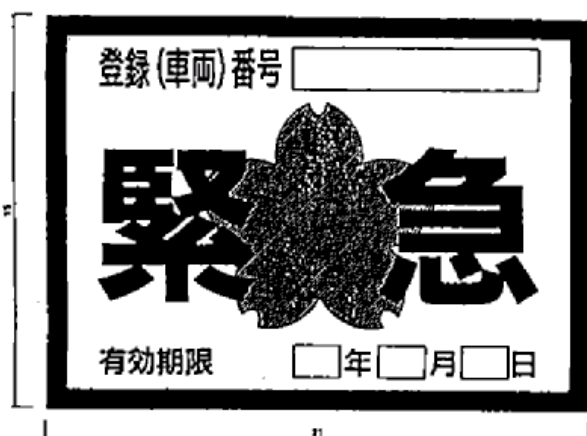
- (1) 審査を経た緊急通行車両については届出済証を警察署を経由して交付する。
- (2) 届出済証の交付を受けた車両は届出済証を自動車検査証と一体保管する。

## 4 届出済証の返納

届出済証の交付を受けた者は、次の場合に公安委員会に対し届出済証を返納するものとする。

- (1) 当該車両が、緊急通行車両に該当しなくなったとき。
- (2) 当該車両が廃車となったとき。
- (3) その他の理由により緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

## 緊急標章



〔備考〕

1. 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
2. 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
3. 図示の長さの単位は「cm」とする。



## 緊急通行車両の確認申請及び確認手続

(県警察本部)

大規模地震対策特別措置法又は災害対策基本法に基づく通行禁上が実施された場合における緊急通行車両の確認申請及び確認手続は次によるものとする。

## 1 緊急通行車両事前届出済証（以下「届出済証」という。）を携帯している緊急通行車両の場合

## (1) 段階別の指定

届出済証には段階別通行区分が指定されていることから、原則として指定された段階別に確認申請を行うものとし、段階別の確認申請の時期は、公安委員会がマスコミ等を通じて広報するものとする。

## (2) 確認申請の方法

確認申請は公安委員会に対し届出済証を提示して行うものとし、次の場所で受理する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署
- ウ 交通検問所

## (3) 確認の方法

ア 届出済証を携帯している緊急通行車両の確認は他に優先して行うものとする。

イ 前記申請に基づき公安委員会は、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の緊急標章（以下「標章」という。）及び緊急通行車両確認証明書（以下「確認証明書」という。）を車両1台につき1通交付する。

## (4) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両が緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

## (5) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

## (5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

## 2 事前届出をしていない緊急通行車両の場合

## (1) 確認申請の方法

確認申請は、警察署交通課に備え付けてある緊急通行車両確認申請書に必要事項を記入の上、当該車両が指定行政機関等の災害応急対策に使用するものであることの説明資料を添え、次の場所に提出する。

- ア 警察本部
- イ 各警察署

## (2) 確認の方法

公安委員会は、申請書及び添付書類に基づき当該車両が緊急通行車両であるかを審査し、緊急通行車両にあたることを確認した場合には、所定の標章及び確認証明書を車両1台につき1通交付する。

## (3) 確認証明書及び標章の有効期間

当該車両の緊急通行車両として使用される期間を有効期間とする。

## (4) 標章の掲示等

標章は当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとし、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。

## (5) 標章の返納

有効期間の終了した標章は警察本部、警察署のいずれかに返納するものとする。

## 通行の禁止又は制限に係る標示

○災害対策基本法施行規則第5条に基づく標示



〔備考〕

1. 色彩は、文字、縁線及び区分線を緑色、斜めの帯枠を赤色、地を白とする。
2. 縁線及び区分線の太さは1 cm とする。
3. 図示の長さの単位は「cm」とする。
4. 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍